津 別 町 環 境 基 本 計 画

～豊かな自然とともに育む環境のまち・つべつ～

平成２６年３月

津　別　町

目　次

はじめに

第１章 計画策定について
１ 計画策定の背景・目的 ３
（１）背景 ３
（２）目的 ３
２ 計画の基本的事項 ４
（１）計画の位置づけ ４
（２）計画の対象期間 ４
（３）計画の対象地域及び主体 ４

第２章 津別町の環境の特徴と課題
１ 津別町の環境の特徴 ７
（１）概況 ７
（２）津別町における環境資源 ８
２ 環境基礎調査の概要 １１
（１）庁内ヒアリング １１
（２）事業所アンケート調査 １４
（３）ワークショップの開催 １６
（４）意見交換会 １９

第３章 計画の目標
１ 津別町の環境保全・創造の基本理念 ２５
２ 津別町が目指す将来環境像 ２６
３ 環境目標 ２７

第４章 環境の保全・創造に向けた各主体の取組
１ 環境施策の体系 ３１
２ 各主体の取組 ３２
（１）基本目標１：地域再生可能エネルギーの導入・利活用 ３２
（２）基本目標２：持続可能な循環型・低炭素社会の構築 ３４
（３）基本目標３：自然環境と調和した暮らしとまちづくり ３７
（４）基本目標４：環境教育の推進と参加型の環境活動の仕組みづくり ４０

第５章 計画の推進・進行管理
１ 計画の推進 ４５
（１）（仮称）「津別町環境基本計画推進委員会」の設置 ４５
（２）庁内推進体制 ４５
２ 計画の進行管理 ４６
（１）進行管理のための指標 ４６
（２）計画の進捗管理 ４７
（３）評価結果の公表 ４７

■資料編
資料－１ 計画の策定経過 ５１
資料－２ 町民からの意見（パブリックコメント）の概要 ５５
資料－３ 用語解説一覧 ５７
資料－４ 事業所アンケート調査結果 ６０

はじめに

日本の総人口は既に減少に転じ、これから本格的な人口減少社会を迎えることになります。地方においては既にこうした趨勢を先取りする形で推移しており、津別町においても人口減少が進んでいます。

しかし、津別町のきれいな水や豊かな森林などの自然環境と豊富な資源の賦存量を考えると、私たち一人ひとりが保全し、活用し得る資源はむしろ増えていると言えます。もちろん、その分、これまで先人の知恵と努力によって守られてきた自然や資源を損なうことなく、津別町の未来を担う次世代に引き継ぐ責任もまた大きいと言わなければなりません。

津別町には、既に町内から排出される家畜糞尿・生ごみなどを堆肥化し、有機質資源として農地や菜園に還元する地域の循環システムがあります。また、食の地産地消はもとより、豊かな森林資源を活用したエネルギーの地産地消が可能な町です。熱・電力・燃料といったエネルギー供給を再生可能エネルギーによって地域で自賄いできる自治体は、全国的にも多くはありません。特に、森林資源は再生に長い時間を要するため、計画的な資源管理が求められ、そこには雇用も生まれます。持続可能な社会を実現するための地域社会システムとして、地球温暖化対策、生物多様性の保全など、環境に配慮しつつ地域資源を有効に活用する循環型社会の形成が不可欠であると同時に、生活基盤を維持するための地域経済の循環システムも含めて考えることが重要です。

しかし、豊かな環境や資源も、高齢化や人口減少に伴い、一旦、そのバランスが崩れ始めると、まちに空き家が増加し、手入れされなくなった農地や山林は荒廃してしまいます。人が住むこと、あるいは遊休地を有効活用することで自然との共生のバランスが保たれます。

きれいな町並みをつくり、景観を維持することも、そこに住む私たち自身が日常の中で環境を守り次世代に継承していくという強い意思の表現方法と言えます。こうした取組を進めるためには、地域内における住民、事業者、行政といった各主体の綿密な連携が求められます。連携を通じて、自然とのつながり、人と人のつながりを意識するとともに、地域への愛着や誇りを呼び起こし、快適な生活環境の維持、さらには、地域独自の文化や知恵の継承に結びつくのです。また、私たちの取組を通して津別の良いところを内外に発信することによって、町外の人々との交流が一層促進され、地域の活力の増進につながります。

津別町は、自然環境や生活環境の豊かさを持続できる地域社会を築き、次世代へ継承するために、環境保全と地域の発展をともに達成する安全・安心な循環型社会の構築を目指します。

平成２６年３月

津別町長　　佐藤　多一

第１章
計画策定について

１ 計画策定の背景・目的
（１）背景
（２）目的

２ 計画の基本的事項
（１）計画の位置づけ
（２）計画の対象期間
（３）計画の対象地域及び主体

第１章　計画の策定について

１ 計画策定の背景・目的

（1）背景

平成 23 年３月に発生した東日本大震災により、あらためて資源・エネルギー問題やこれまでのライフスタイルの抜本的な見直しを考える契機となり、環境保全と経済の発展との両立による持続可能な循環型社会を形成していくことが求められています。

現在、世界では新興国等の経済成長や世界的な人口増加に伴い、地球温暖化、エネルギー問題、生物多様性の損失等の環境問題への対応が地球規模で必要とされています。

一方、日本においては、人口減少、少子高齢化の急速な進行や自治体を取り巻く経済情勢の変化などから、環境保全に関しても、地域づくりを支えている町民、事業者、行政等の多様な主体による参画・協働による取組が重要と考えられます。

津別町においては、バイオマス[1]、ごみの分別、木造公営住宅建設、林地残材等によるペレット[2]化の二酸化炭素削減、オーガニック牛乳・有機栽培野菜[3]、民間のバイオマス発電施設、森林資源を活用した森林セラピー[4]事業など官民において各種の環境関連施策が展開されています。

（2）目的

津別町がこれまで積み重ねてきた環境関連施策を活かしながら、上位計画である第５次総合計画（平成 22 年～31 年度）をはじめ、環境に関連する各分野の基本的な計画・実施計画等を整理し、有機的に結びつけることによって、津別町の地域資源をさらに向上させる取組を具体的に推進するための指針となる「津別町環境基本計画」を策定します。

---

1 再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

2 おが粉等を小さな円筒状に圧縮形成したもの。

3 化学合成農薬や化学肥料に頼らず、有機肥料などにより土壌の持つ力を活かして栽培した野菜のこと。

4 医学的根拠に裏付けされた森林浴効果をいい、森林環境を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うことを目指すもの。

２ 計画の基本的事項

（１）計画の位置づけ

本計画は、国や北海道の上位計画・関連計画等を踏まえつつ、「第５次津別町総合計画」をはじめとし、環境保全・創造などに関連する各分野の基本的な計画、各種実施計画等と連動する計画として位置づけます。

図表１　計画の位置づけ

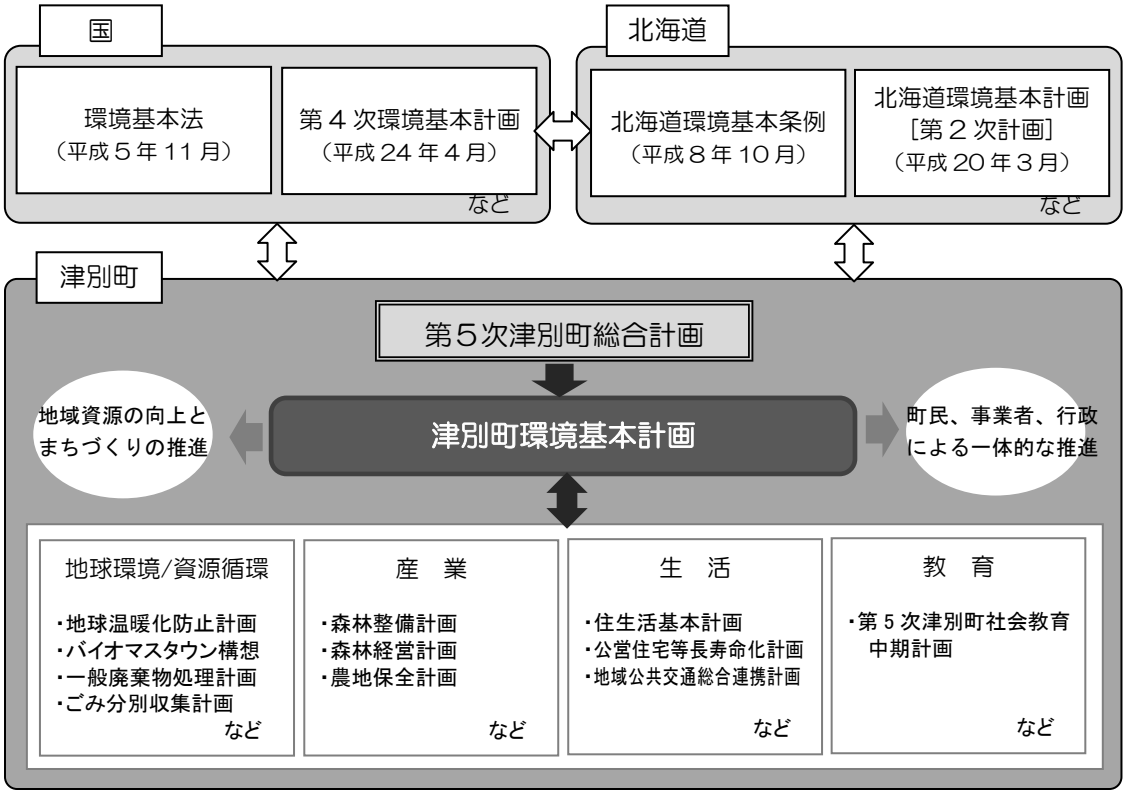

（２）計画の対象期間

本計画は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間を計画期間とします。

（３）計画の対象地域及び主体

本計画の対象地域は、津別町全域とし、対象とする主体は、町民、事業者、学校、地域団体、行政など町内在住者のほか、津別町への観光等での来訪者・滞在者等を含め、広く捉えることとします。

第２章
津別町の環境の特徴と課題

１　津別町の環境の特徴
（１）概況
（２）津別町における環境資源

２　環境基礎調査の概要
（１）庁内ヒアリング
（２）事業所アンケート調査
（３）ワークショップの開催
（４）意見交換会

第２章　津別町の環境の特徴と課題

１．津別町の環境の特徴

（１）概況

津別町は、北海道東部オホーツク圏の内陸部に位置し、東西 37.2km、南北 34.1km の広さがあり、総面積は約 716.60km^2 となっています。

気候は、道東地区の内陸性気候帯に属しているため、夏は比較的高温を記録しますが、冬は流氷などの影響も受け寒冷で寒暖差が大きくなっています。また、降水量は少なく、日照時間は札幌市など日本海側の地域と比べ、長くなっています。

地形は、扇状に広がる河川と、これによって刻まれた山地によって形成され、山地は東南部と東部の境界になっている阿寒・屈斜路の両カルデラ外輪山地、南西部と西部、北見に隣接する町界山地からなり、総面積の約 89%を国・道有林等の山林が占めています。

平地は、網走川本流に沿った中央流域に細長く展開し、そこから大小 21 の集落が散在しており、人口は 5,338 人（平成 26 年２月末現在　住民基本台帳）となっています。

津別町の基幹産業は、豊富な森林資源を活かした林業及び木材の加工・木製品の製造などの製造業と、小麦、馬鈴薯、甜菜等の耐冷畑作物及び酪農・畜産を主体に発展してきた農業です。

図表２　津別町の位置

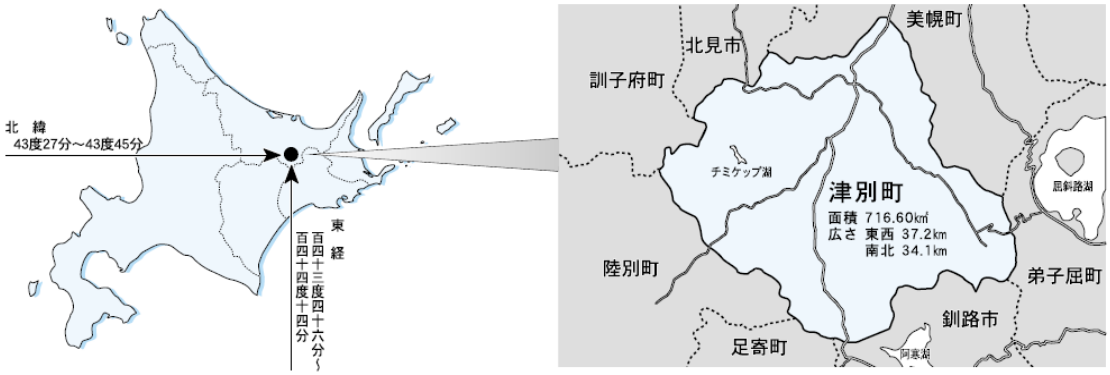

図表３　地目別面積

	山林	畑	牧場	宅地	田	原野	雑種地	池沼	その他	総計
面積（km^2）	640.05	59.75	3.88	2.84	0.31	4.84	1.81	1.23	1.89	716.60
構成比（%）	89.32	8.34	0.54	0.40	0.04	0.68	0.25	0.17	0.26	100.00

資料：津別町町勢要覧 2013

（2）津別町における環境資源

①森林

津別町の森林面積は 61,425ha（平成 24 年 4 月 1 日現在　北海道林業統計）であり、町の総面積の 89.32%が山林で占められています。木材の加工・木製品の製造などの林業に関連する産業が発展してきたことから、人工林率は 35.9%と全道平均の 27.1%より高くなっています。

図表３　森林面積及び割合

	民有林		町有林		道有林		国有林		総計	
	面積（ha）	割合（%）	面積（ha）	割合（%）	面積（ha）	割合（%）	面積（ha）	割合（%）	面積（ha）	割合（%）
天然林	2,720	36	510	37	15,161	61	18,566	67	36,957	60
人工林	4,445	58	850	61	8,187	33	8,540	31	22,022	36
その他	449	6	30	2	1,436	6	531	2	2,446	4
総計	7,614	100	1,390	100	24,784	100	27,637	100	61,425	100

資料：北海道林業統計（平成 24 年 4 月 1 日現在）

町有林の出荷材積については、「カラマツ」（3120.389m^3）が最も大きく、次いで「トドマツ」（1098.581m^3）となっています。

図表４　町有林素材の出荷材積（単位：m^3）

カラマツ	3,120.389
トドマツ	1,098.581
トウヒ	737.4
ストローブ	76.622
アカエゾマツ	43.912
雑木	300.653
総面積	5,377.557

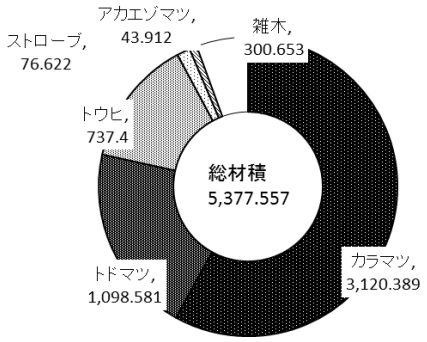

資料：津別町町勢要覧 2013

津別町では、森林資源を活用し、合板工場等から発生する残材を工場の発電に利用しています。今後は、ペレット製造施設の利用を進め、未利用残材を有効活用することで、未利用エネルギーの活用、新たな雇用の創出などを期待しています。

この他に、上里にある町民の森自然公園（「森林セラピー基地」として平成 23 年に認証）、最上地区と双葉地区のミズナラの巨木は、森林を活かした観光資源になっています。

また、チミケップ一帯には、「北海道の木」、「町の木」に指定されている常緑樹のエゾマツ、北海道の代表的な緑化樹であるイチイ、道内で広く造林されている落葉樹のカラマツなど多くの樹木が植生されており、自然環境が非常に整っています。

この豊かな自然を活かし、津別町の多くの区域の上水道は、湧水を原水として利用しており、多くの町民に津別町の自然豊かな水が供給されています。

森林セラピーの様子

最上のミズナラ

エゾマツ

②動植物

津別の森には、北海道はじめ青森県や秋田県の原生林などが残る大きな森林に住む天然記念物のクマゲラ、秋から冬にかけて一般家庭にも姿を見せるアカゲラをはじめとする 40 種余りの野鳥、キタキツネやエゾリス、シマリス、北海道を代表する大型哺乳類のエゾシカなどの野生生物も生息しています。中でも冬眠しないエゾリスは、ドングリやクルミを地面に埋め、広葉樹の森を作る役割を果たしています。

また、開花期の上里の町民の森自然公園（愛称：ノンノの森）の河川沿いにはクリンソウが群生しており、６月中旬から７月中旬にかけて、沿線一帯を美しく染めています。

クマゲラ

エゾリス

クリンソウ

③観光

津別町には、チミケップ湖や津別峠、町民の森自然公園といった豊かな自然を活かした観光資源が存在しています。

チミケップ湖は、周囲一帯が北海道の管理する風致地区に指定され、樹木が自然のまま保存されており、森林の中に生存している植物や鳥獣類の多様性は、自然に恵まれた北海道の中でも貴重なものとなっています。

チミケップ湖

津別峠は、北見市と釧路圏を結ぶ最短ルートとなっており、その峠にある展望施設からは、眼下に屈斜路湖、遠くはオホーツク海、背には大雪の山々が標高の高さから、屈斜路湖にかかる雲海の眺望ポイントとして、脚光を浴びつつあります。

津別峠

町民の森自然公園は、上里地区にあり、森林セラピー基地として認定を受けており、NPO 法人により森林セラピーが実施されています。川沿いには、樹種も多く、伐採などによって倒れた古木を養分に新たな木々が育つ倒木更新によって生まれた「生命の木」が園内にあります。

町民の森自然公園

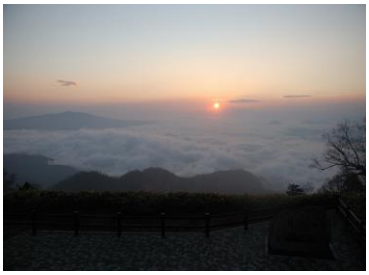

津別峠から見られる雲海

生命の木

森林セラピー散策

2 環境基礎調査の概要

（1）庁内ヒアリング

住民企画課、建設課、産業振興課及び津別町教育委員会生涯学習課における環境に関する取組や課題、今後の方針についてヒアリングを実施しました。

図表5　津別町の環境に関する主たる取組

分野	主たる取組
①自然環境 ・地球環境	＜再生可能エネルギーの利活用＞ ・上里の上水道施設の導水管更新に合わせて、小水力発電[5]への取組を開始する予定である。 ・林地残材や未利用材を有効利用し、市街地公共施設での町内木材企業の自社発電によるエネルギーの活用を計画している。 ＜温暖化対策＞ ・農業集落の統合に伴い、町内の下水道に関する事業が統合一元化され、農業集落での排水処理施設の稼働がなくなり、施設稼働による CO_2 排出量削減に貢献している。
②生活環境	＜ごみの分別、リサイクルへの取組＞ ・家庭ごみの分別を住民生活に定着させるため、ごみ袋に名前を明記するなどの取組を行い、自治会と共に徹底した管理体制を形成している。 ・生ごみ全量、下水道汚泥の堆肥[6]化に取り組んでいる。 ＜地場産材の利用促進＞ ・公共施設の建て替えを行う際、「津別町地域材利用推進方針（平成 24 年 4 月 1 日施行）」に基づき、地場木材の利用を推進している。 ＜景観向上へ向けた行政の取組＞ ・廃屋問題も含め、町並み・景観に関する条例の制定に向けて、町民意見の把握等を行っている。 ＜景観向上へ向けた住民活動＞ ・環境美化活動の普及・啓発を目的に、ポイ捨てゴミの多い町道路線において、毎年春先に清掃活動として「道路クリーン作戦」を行っている。 ・自治会などで組織する「花のまち推進協議会」、市街地の商店を中心とした「街並づくり推進会議」などによる花いっぱい運動を実施している。 ・花の育成管理やまち並み景観に配慮した植花を行うため、フラワーマスターの育成に努めている。

[5] 水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。

[6] 有機物を微生物によって分解した肥料のこと。

分野	主たる取組
③教育環境	＜子ども向け環境教育の実践＞ ・平成 21 年から小中学生の総合学習の一環として、「木育」プログラムを実施している。 ・子どもを対象として、放課後子ども教室「アソビバ！つべつ」を月に 2 回（土日）開催している。 ＜環境教育の参加者拡大への取組＞ ・平成 24 年から社会教育の場と機会を広く一般の大人へ展開するため、「大人の体験授業」を実施している。 ・総合型スポーツクラブを平成 26 年度に設立することを目指し、準備を行っている。
④経済環境	＜地域資源を活かした循環型社会の形成＞ ・津別町では森林認証[7]を取得しており、持続可能な森林利用として、J-VER 制度[8]の取組をはじめ、国内クレジット制度等の活用促進に努めている。 ＜循環型農業への取組＞ ・堆肥センターでは、町内の生ごみ 80%を堆肥化し、農地に還元のほか、一部を春と秋に町民へ還元している。また、化学肥料や農薬を使用しない農産物の拡大により、6 次産業化を目指している。

[7] 独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組。

[8] 国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会が排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることのできる市場流通可能なクレジット（J-VER：Japan Verified Emission Reduction）として認証する制度。

図表６　津別町の環境に関する課題（庁内ヒアリング）

分野	課題
①自然環境 ・地球環境 ②生活環境	＜不法投棄及び空き家・廃屋の廃棄物処分＞ ・廃棄物の不法投棄の増加や人口減少・高齢化に伴う空き家の増加及び廃屋に残された家具や資材、医療産業廃棄物等の適切な処分を検討する必要がある。
③教育環境	＜環境教育の参加促進＞ ・現状では女性の参加が多いが、男性の参加を呼びかけ、町内全体で環境教育[9]に取り組むことが必要である。
④経済環境	＜基幹産業における雇用促進＞ ・農林業における通年雇用の確保に努める必要がある。

[9] 環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識等を習得するために行われる教育活動。

（2）事業所アンケート調査

事業者に環境に対する意識や意向、日頃の取組、環境保全活動等を行う際の地域との関わりについての考え方等を把握し、計画策定における基本目標や諸施策の検討に資することを目的に事業所アンケート調査を実施しました。

事業所アンケート調査の実施概要は以下のとおりです。

事業所アンケート調査の概要

- 事業内容、事業所規模を考慮した町内の事業所を選定し、実施しました。
- 実施期間と回収率は下表のとおりです。

実施期間	対象事業所数（配布数）	アンケート回収数	アンケート回収率
平成 24 年 11 月 26 日 ～平成 24 年 12 月 7 日	42	27	64.3%

調査結果によれば、事業所において、環境保全に取り組むまたは取り組もうとする理由として最も多かったのは、「社会的責任」であり、次いで「規制の遵守」、「コスト削減」でした（図表7）。

図表7　環境保全に取り組む理由と取り組もうとする理由

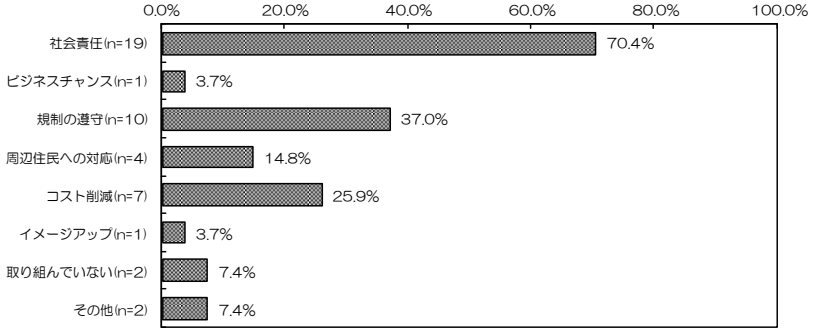

津別町が行う取組に対し協力できるものについては、「環境に関するイベントに参加」が最も多く、次いで「環境に関する情報の提供」でした（図表8）。

図表8　津別町が行う取組に対し協力できるもの

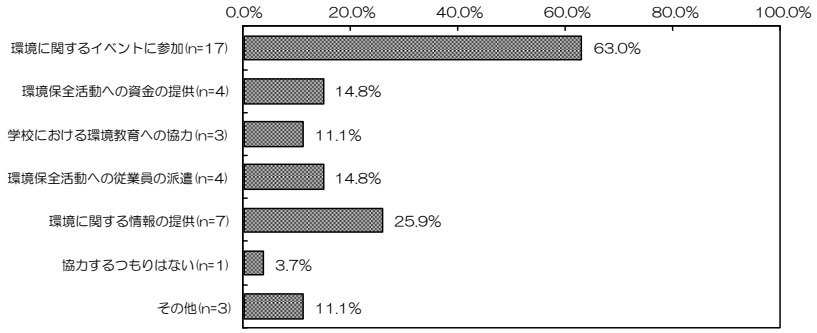

事業所が津別町に対して期待する環境への取組については、「バイオマス等新エネルギーの活用促進」と回答した事業者が最も多く、次いで「自然環境の保全」、「循環型農業の確立」でした（図表９）。

図表９　津別町が行っていくべき環境への取組

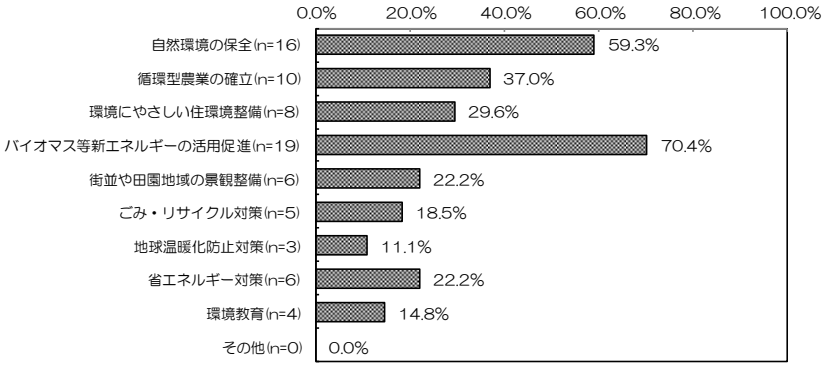

（3）ワークショップの開催

津別町環境基本計画策定委員会では、住民や事業者、地域団体など多様な主体が津別町の環境に関わる課題について議論するとともに、津別町が目指すべき環境像やその方向性について、具体的な意見・アイデアを広く募るため、住民ワークショップ[10]を開催しました。

図表１０　ワークショップ開催概要

	日時・場所	概要
第1回	●日時 平成 24 年 11 月 7 日（水） 18：00～20：00 ●場所 津別町林業研修会館	『津別町の環境の現状と課題について』 ・津別町の環境について、すばらしいと思うこと ・津別町の環境について、改善していくべきこと
第2回	●日時 平成 24 年 12 月 20 日（木） 18：30～20：00 ●場所 津別町林業研修会館	『津別町の目指す環境像の方向性について』 ・方向性案（事務局素案）について ・具体的な取組方向と課題について ・今後の重点検討テーマについて
第3回	●日時 平成 25 年 2 月 26 日（火） 18：00～20：00 ●場所 津別町林業研修会館 ●講師 高橋　祐二　氏 （下川町森林総合産業推進課） 照井　秀一　氏 （丸玉産業株式会社）	『津別町の目指す環境像の方向性と基本施策について&ミニ勉強会（先進事例と町内の取組について学ぶ）』 ・講演会・勉強会の実施（下川町、津別町丸玉産業㈱） ・講演の感想、学ぶべき点などについて意見交換 ・方向性案と基本施策（事務局修正案）について再検討

[10] 参加体験型のグループ討議を行うこと。

３回のワークショップの結果から、「自然環境」「生活環境」「教育環境」「経済環境」及び「地球環境」の５つの分野において、津別町の環境の特徴と取り組むべき課題を以下のように整理しました。

①自然環境

特徴	課題
○町の総面積の 89%が森林となっており、森林資源が豊富である。 ○津別峠やチミケップ湖などの他の地域にはない誇れる景観があり、身近に自然とふれあえる場が充実している。 ○主要河川の網走川をはじめ、流域の森林資源に恵まれており、水資源は豊富となっている。また、生活面のほか小水力発電への活用を検討している。 ○降水量が少なく、晴天日数が多い地域である。 ○災害が少ない地域である。	●木産品や水資源等の活用方策（資源化、商品化）が十分ではない。 ●持続可能な森林管理体制の形成と担い手の確保に努める必要がある。 ●林道脇の不法投棄が増加している。 ●景観や巨木など恵まれた自然環境に対して、案内看板を含め地域内外への効果的な情報発信が不十分である。

②生活環境

特徴	課題
○飲料水・水道水は、自然流下した山麓の湧水が配給されており、水がきれいである。 ○森林面積が広いこともあり、空気がきれいである。 ○ボランティア活動等による花壇作りが行われており、花は町民の生活の一部となっている。 ○国道がしっかりと整備されている。	●空き店舗の増加等により、市街地の明るさが失われている。 ●商店街の取組はあるものの、町としてのサインや看板などが統一されておらず、景観整備が施されていない。 ●継続的な花壇の手入れと花の育成指導に取り組む必要がある。 ●町民の活気が低下している。高齢化が進行しているため、若い人たちの住民活動への参加を促し、住民活動を活性化することが必要である。 ●市街地から 20km 離れた集落を含め、広大な中山間地における公共交通の利便性を確保する必要がある。 ●雪山ができるなど、冬季間の道路状況が危険である。 ●市街地から離れると、街灯が少なく、道路の舗装状況が悪い。特に、山側の道路の舗装整備が追いついていない。

③教育環境

特徴	課題
○小中学校の総合教育で力を入れて取り組んでいる「木育」、子ども向け自然体験プログラム「アソビバ！つべつ」など、自然や産業を総合的に捉えた環境教育を展開している。	●体験型プログラム重視であり、少人数体の受入のため、受入規模が限られている。 ●津別の魅力を知ってもらうため、子どもだけではなく、大人や地域外などの一般住民を環境教育に引き込む工夫が必要である。 ●ガイド（森林セラピーガイド等）を有効活用する必要がある。 ●まちづくり活動への参加者が固定化している。

④経済環境

特徴	課題
○木材の加工・木製品の製造により林業に関連する産業が発展している。 ○給食でも提供されるオーガニック牛乳をはじめ、有機農業（食の安全）・減農薬農業を目指す農家や団体が増えてきている。	●地域資源の保全と活用のバランスを図り、持続可能な循環型社会[11]を形成する必要がある。 ●農林産品など地域資源を活かした特産品やブランド化へ向けた取組を行う必要がある。 ●市街地・商店街の活気がない。 ●雇用の場（特に若者）が少ない。 ●観光客が減少傾向であり、日帰り観光が多い。 ●地域資源の魅力を知ってもらい、情報発信をしていく必要がある。 ●人材育成や起業化による雇用創出と地域活性化へ取り組む必要がある。

⑤地球環境

特徴	課題
○町有林で CO_2 を吸収し、クレジットを生み出す J-VER 制度を活用している。 ○再生可能エネルギーを用いた発電の取組を行っている。	●地域における小水力発電、風力発電への取組の見直しと再挑戦について検討する必要がある。 ●生活への循環エネルギーの活用システムを構築していく必要がある。 ●地場エネルギーを地域産業へ活用・実践していく必要がある。 ●エネルギー自給化への課題解決に向け、特区申請等を検討する必要がある。

[11] 大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、有限である資源を効率的に利用、再生産を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会の概念。

（4）意見交換会

平成２５年6月２０日（木）19時から津別町多目的活動センター「さんさん館」において、計画づくりに詳しい専門家を講師に招き、津別町環境基本計画策定のための意見交換会を開催しました。

図表１１　意見交換会開催概要

	日時・場所	概要
意見交換会	●日時 平成 25 年 6 月 20 日（木） 19：00～20：00 ●場所 津別町多目的センター「さんさん館」 ●講師 丸山　博子　氏 （丸山環境教育事務所代表）	『津別町の目指す環境像の方向性について』 ・津別町の目指す環境像（案） ・基本目標と環境施策体系（案） 『環境基本計画策定にあたり』 ・「環境」とは何か？ ・「見える化」の重要性

環境基本計画を策定し推進していくためには、年齢や立場に関わらず、誰が見ても目指すべき姿が想像できる計画とする必要があります。講師からは、計画の「見える化」を図るため、以下の３つのポイントについてアドバイスを受けました。

①映像的イメージ
将来の津別町を担う若者や子どもたちに、わかりやすい表現の計画となっていなければ、長期にわたって計画を推進していくことは難しい。計画を策定する上で、将来の津別町の姿を具体的に描いてみることが重要である。

②共通のものさし【評価尺度】
全ての町民が納得のできる「共通のものさし」を計画に入れておく必要がある。「共通のものさし」は、達成目標や成果を数値化し評価する尺度であり、計画進行の管理や点検の際に用いることができる。

③主体である人間（登場人物）の設定
「町民、事業者、行政」が協力し合い、津別町の将来を形成していくという意識の醸成が重要である。映像としてイメージする環境像の中に「誰が何をしているか」について、具体的に人物・行動動作を設定することで、町民一人ひとりが取り組める環境活動を可視化することができ、取組意識の向上になる。

上記のアドバイスを受けた上で「津別町の目指す環境像（案）」については、“具体的に映像としてイメージを持つことができるか”、「基本目標と環境施策体系（案）」については、“映像としてイメージを持ち、主体となる人物をイメージすることができるか”といった観点から、参加者全員で意見交換を行いました。

特に、環境基本計画に掲げる「津別町の目指す環境像（案）」に基づき、次世代を担う若者や子どもたち、一人ひとりがイメージできる未来像を設計するため、環境を取り巻く「10 年後の津別町」のイメージについて意見を出し合い、図表１２のように整理しました。

意見交換会は、講師からの「誰一人欠けても津別町は成立しないという意識を持ち、津別町の環境基本計画の中に自分の未来を描いてほしい。」との言葉で締めくくられました。

図表１２　意見交換会参加者による「10 年後の津別町」のイメージ

分野	参加者意見
①自然環境	・上里の清流や町の森が豊かである。 ・美味しい水を何時でも誰でも飲むことができる。 ・木を育て、木を活かす取組を行っている。 ・渓流や水辺からセキレイや蛍を見ることができる。 ・豊かな自然環境により、様々な生物が生存している。 ・畑にトンボや蜂が飛ぶ豊かな自然がある。 ・変わらない環境を次世代へ繋げている。
②生活環境	・大通がイメージアップしている。 ・ひとり暮らしになっても、みんなと話ができる環境である。 ・冬に道路から雪がなくなっている。 ・環境を考慮し、分別を徹底したごみ処理が実施されている。 ・効率的なソーラーパネルや蓄電装置の開発により、町から電柱や電線がなくなっている。 ・植林木の苗木の景観が整備されている。 ・市街地が集約化される。 ・住環境を整備し、市街地の住宅地図を作成する。
③教育環境	・町民以外の多くの人たちが集う。 ・季節に問わず、町外の人たちが訪れる。
④経済環境	・森林の保全と地産地消を町として促進している。 ・エコマーク[12]、カーボン・オフセット[13]のマークなどが、町の多くの場所で見かけることができる。 ・有機栽培を推進した農畜産業が発展している。
⑤地球環境	・水、日照を用いたまちづくりを行っている。 ・多くの家庭、施設等にソーラーパネルが設置されている。

12 「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

13 自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。

第３章
計画の目標

１　津別町の環境保全・創造の基本理念

２　津別町が目指す将来環境像

３　環境目標

第３章　計画の目標

１　津別町の環境保全・創造の基本理念

津別町のきれいな水や豊かな森林などの自然環境と豊富な資源を保全し、活用するとともに、先人の知恵と努力によって守られてきた自然や資源を損なうことなく、津別町の未来を担う次世代に継承することは、津別町に住み、生活し、働く者の責務と言えます。

津別町では、既に町内から排出される廃棄物を堆肥化し、有機質資源として農地に還元する地域の循環システムがあります。また、豊かな森林資源を活用した再生可能エネルギーによる熱や電力の自給が可能な町です。

本格的な人口減少社会を迎えた日本において、地域が自ら持続可能な社会を実現していくためには、環境に配慮しつつ地域資源を有効に活用する循環型社会の形成と生活基盤としての地域経済の循環システムの構築が不可欠です。

また、きれいな町並みをつくり、景観を維持することは、私たち住民が日常の中で環境を守り次世代に継承していくという強い意思表示であり、こうした取組には、住民、事業者、行政等の綿密な連携が求められています。

私たちは、自然環境や生活環境の豊かさを持続できる地域社会を築き、次世代へ継承するために、環境保全と地域の発展をともに達成する安全・安心な循環型社会の構築を目指します。

以上のことから、津別町環境基本計画においては、「継承」「発展」「連携」及び「利用」をキーワードとして、津別の環境を保全し、そして私たちの生活に活かすことを基本理念とします。

◎ 豊かな環境を次世代へ継承する

○ 環境負荷の少ない活力のある経済の持続的発展を目指す

○ 町民、事業者、行政及び滞在者の役割分担と相互連携を推進する

○ 環境負荷の低減に努めるとともに資源の有効利用を図る

２ 津別町が目指す将来環境像

本基本計画は、長期的な計画であることから、津別町が目指すべき「将来環境像」を描き、各主体、各世代が共有する必要があります。

そのため、意見交換会参加者からの意見及び策定委員会での議論を踏まえて、町民一人ひとりが環境に関して取り組めることが分かり、「町民、事業者、行政」が協力し合い、津別町の将来を形成するというイメージができるように津別町の将来環境像を次のように設定します。

豊かな自然とともに育む環境のまち・つべつ

津別の森、水、空気、景観などの豊かな自然環境を守り育てながら、自然と調和した林業経営や農業等を実践するとともに、地域資源を活かした再生可能エネルギー[14]の利活用を目指し、地域経済の好循環につなげます。

自然を考えながら共に暮らしていくことで、町民は、生活様式を見直し、ごみの減量、省エネ[15]、地域木材や安全・安心の食を身近に取り入れる、などの環境にやさしいライフスタイルを確立し、心身共に豊かで誇りを持てるまちを創造します。

また、自然を守り育てていくための環境活動において、町外の住民や企業等との交流を推進し、地域活力を高め、地域内外のさまざまな担い手とともに「環境のまち・つべつ」を育んでいきます。

[14] 永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど。

[15] 社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られる様にすること。

３ 環境目標

目指す将来環境像を実現するため、次の４つの基本目標を定めます。

基本目標１　地域再生可能エネルギーの導入・利活用

広大な森林や水資源など、保有する自然資源の総合的な利活用について検討し、現在先行しているバイオマスをはじめ、小水力発電、風力発電、太陽光発電など、津別町に適した再生可能エネルギーの導入・システム構築を推進します。

基本目標２　持続可能な循環型・低炭素社会[16]の構築

環境保全と産業振興の両立を目指すため、町内産業において再生可能エネルギーの利活用を推進し、環境と経済の循環を促します。基盤産業である農林産業では、持続的林業経営や循環型農業[17]を推進し、有機農業、地場産材の利活用・木材加工産業の発展を図っていきます。

また、事業活動における省エネ・リサイクル等を推進することにより、地球にやさしい産業活動を構築します。

基本目標３　自然環境と調和した暮らしとまちづくり

町民自らの暮らしの中に、熱利用や環境配慮型[18]の施設整備等の導入を推進することで、環境と調和したライフスタイルを確立します。また、安心して暮らせる居住空間や道路・交通システムの整備、農山村景観の保全と創出等を推進し、自然環境と調和したまちづくりを実現します。

基本目標４　環境教育の推進と参加型の環境活動の仕組みづくり

住民一人ひとりが、自らのまちの環境についての価値や魅力を理解し、積極的な環境負荷低減への取組や環境保全活動により多くの町民が参加できるよう、子どもから高齢者まで、各ライフステージに応じた環境教育を推進し、町民の環境への意識向上につなげます。

---

16 二酸化炭素の排出が少ない社会。

17 農業に携わる際、用いる肥料や農薬、農具などを循環利用していること。

18 分解が容易である、リサイクルしやすいような単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。

第４章
環境の保全・創造に向けた各主体の取組

１　環境施策の体系

２　各主体の取組
（１）基本目標１：地域再生可能エネルギーの導入・利活用
（２）基本目標２：持続可能な循環型・低炭素社会の構築
（３）基本目標３：自然環境と調和した暮らしとまちづくり
（４）基本目標４：環境教育の推進と参加型の環境活動の仕組みづくり

第４章　環境の保全・創造に向けた各主体の取組

１　環境施策の体系

目指す将来環境像を実現するための４つの基本目標に基づく施策の体系を以下に示します。

将来像　『豊かな自然とともに育む環境のまち・つべつ』

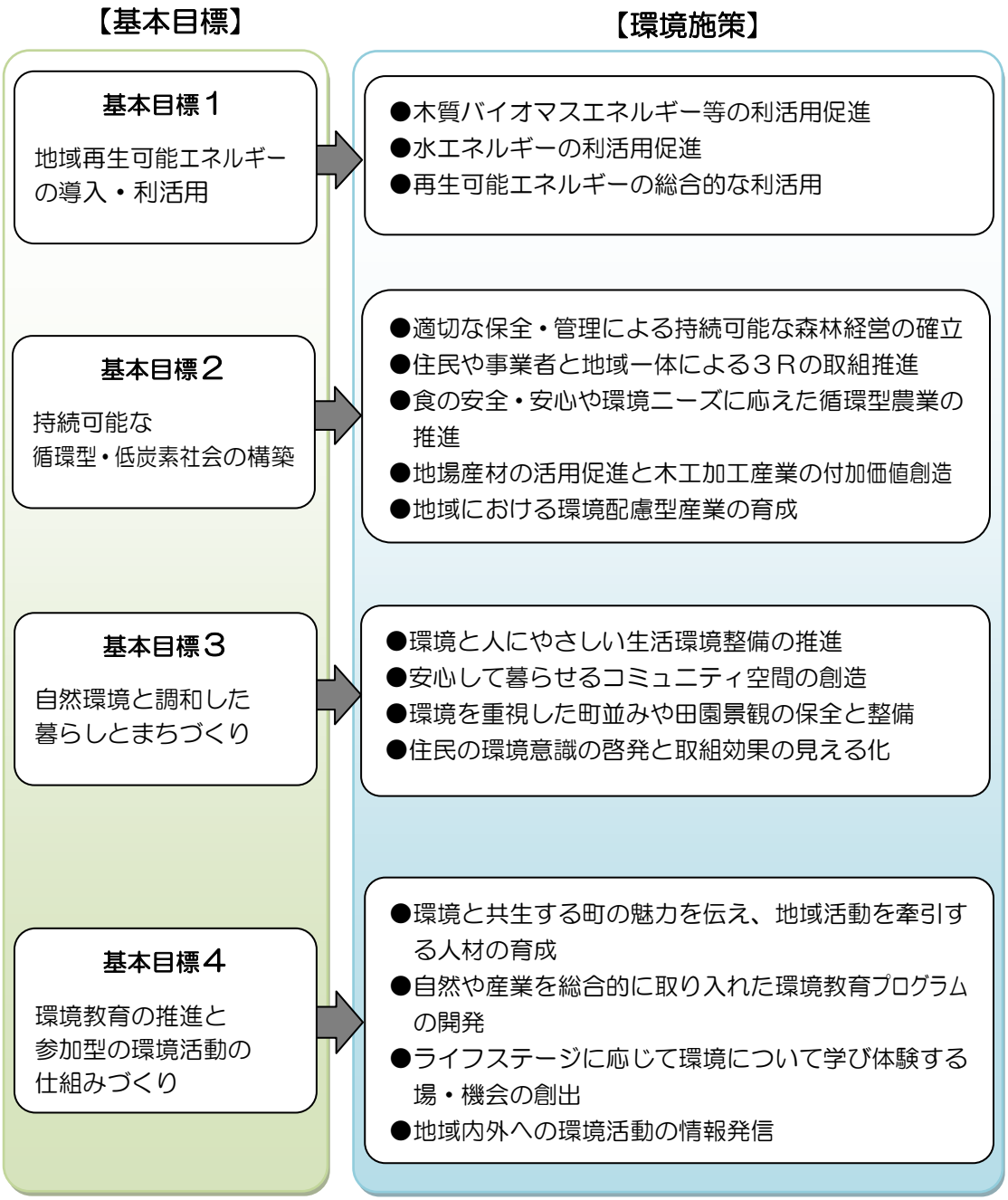

２ 各主体の取組

環境施策の方針・取組の例を以下に示します。取組主体は、「町民」「事業者」「行政」に区分しています。（◎：特に中心と考えられる主体　●：中心となる主体をサポートしていく主体）

（１）基本目標１：地域再生可能エネルギーの導入・利活用

施策１-１　木質バイオマスエネルギー等の利活用促進

恵まれた森林資源を活かした木質バイオマスエネルギーの事業化を推進します。樹皮については、家畜廃棄物や生ごみ等とともに廃棄物系バイオマスとして堆肥化・農地還元が進められていることから、未利用林地残材の活用促進を目指し、発電事業や木質ボイラーの普及、熱供給システムの構築に向けて取り組みます。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・木質バイオマス発電の事業化の実現（※電力利用における規制や効率・採算性等の諸課題への対応）	●	◎	◎
・CO_2削減量のクレジット化[19]		◎	◎
・新たに整備する認定こども園など福祉ゾーンを中心とした公共施設における熱供給システムの導入	●	◎	◎
・農林業関連ボイラーの燃料の木質ペレットへの転換	◎	◎	
・住宅や観光施設等における木質ペレットストーブや熱電利用の積極的な導入	◎	◎	●

■取組のイメージ（事例）～バイオマスタウンを目指した取組（岡山県真庭市）～

・製材所が多い地区を中心に、木質バイオマスボイラーを運用し、公共施設や商業施設における冷暖房、農園におけるハウス内温度の調整などに利用している。平成 23 年度における市内の木質バイオマス利用は約 43,000t となっており、596,000GJ（原油換算で約 15,600kl）のエネルギーを得ている。

・市内の製材会社では、排出廃材の約 6 割を利用し、年間約 1,500 万 kWh の発電を行い自社工場内の電力を賄う取組が実施されている。工場内での利用だけでは余剰が発生するため、電力会社や近隣企業への売電も行われている。また、平成 25 年２月には、市、市内の製材会社など官民９団体の出資による「真庭バイオマス発電株式会社」が設立され、平成 27 年４月からの稼働に向けて取組が行われている。売電による経済効果のほか、木材収集のための人材が必要となり、地域の雇用創出が期待されている。

出典　真庭市ホームページ
http://www.biomass-tour-maniwa.jp/concept/

[19] 温室効果ガス排出削減事業者と、資金や技術を提供して国内クレジットを購入する事業者が、共同で温室効果ガス排出削減事業を行う取組。

施策１-２　水エネルギーの利活用促進

山麓からの湧水や水田など高質で豊富な水資源を活用したエネルギー利用を促進します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・既存の農業用水路や水利施設を活用した小水力発電の検討	●		◎
・上水道の導水管の更新とあわせた小水力発電の実践			◎
・地域内水路を利用した小水力発電化により、周辺の街灯や公民館等の電力として活用し、農村環境に還元			◎
・小水力発電を核として、水と環境についての学習・体験の機会の創出や、観光ＰＲとして活用	◎	●	●

■取組のイメージ（事例）～小水力発電による農村環境づくり～

・椿原川にあるわずか 6m の落差を利用して、発電力 53kw の小水力発電を行っている。発電された電力は、昼は中学校に、夜は街路灯に使用されている。（高知県椿原町）

・地域内の公園にある水車を水力発電の候補地として、地元工業高校の協力を得て発電条件を整えた。水車及び発電事業をＰＲする看板を地元小学生がデザインし、イルミネーション点灯を行い、話題になる。（山形県長井市）

施策１-３　再生可能エネルギーの総合的な利活用の仕組みづくり

町の 89%を占める森林資源により先行している木質バイオマスを核としつつも、津別の恵まれた自然環境を活かして、水、日照、風など他の再生可能エネルギーとの組み合わせを検討し、総合的な利活用の可能性を探ります。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・再生可能エネルギーの導入可能性調査の実施（賦存量、効果的な組み合わせ、事業化コスト等を含めたビジョン策定）	◎	◎	◎
・住宅や事業所・工場、公共施設等での太陽光発電の導入促進	◎	◎	◎

（2）基本目標２：持続可能な循環型・低炭素社会の構築

施策２-１　適切な保全・管理による持続可能な森林経営の確立

地域の豊かな自然環境や産業力の維持、新たに検討している木質燃料による町内循環型のエネルギーシステム構築において、森林資源の適切な保全・管理が前提となります。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・環境配慮型の森林施業への展開と、伐採と植林、育林のサイクルを繰り返す循環型の森林経営の実践	◎	◎	●
・SGEC 森林認証[20]の取得による経済的価値の付加と、森林経営の安定化および雇用の確保		◎	◎
・団地化と高密度路網等による伐採・搬出コストの削減		◎	●
・国有林を含め、間伐、枝打ち等の森林管理に地域住民や活動団体のほか町外の都市住民、企業等が参加しやすい仕組みづくり	◎	●	●

施策２-２　住民や事業者と地域一体による 3R[21]の取組推進

地域の生活において、ごみの分別・管理が徹底されており、生ごみと農畜産系廃棄物による堆肥化などの取組も実践されています。一方、空き家・廃屋からのごみ、廃棄物の処理対策や増加する不法投棄の防止等の課題もあり、これらの適切な処理を行うことが必要です。さらに、家庭や学校、事業所等が一体となり、ごみの減量化、再資源化に積極的に取り組むことで、資源の循環に努めます。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・エコ活動（容器持参の食品購入、マイバック運動等）に取り組むためのインセンティブ[22]が働く仕組みづくり	◎	●	●
・コミュニティ単位での廃品回収や空き缶・ペットボトル等のリサイクルステーションの設置	◎	●	◎
・ごみの不法投棄の防止に関する啓発活動（看板の設置、観光パンフレット等による注意喚起、定期的な巡回体制等）	●		◎
・廃食油を回収したバイオディーゼル燃料[23]の生産による、ごみ収集車、ペレット運搬、製造等への活用の検討	●	◎	◎

20 日本独自の森林認証のこと。

21 リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の３つの頭文字をとったもの。

22 やる気を起こすための刺激や動機付け。

23 油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。

施策２-３　食の安全・安心や環境ニーズに応えた循環型農業の推進

すでに取り組んでいる有機農業をベースとして、堆肥センターにより還元される堆肥の農地利用等を通して、消費者ニーズに対応した安全・安心な農畜産物の生産拡大を推進します。生産だけでなく加工も見据え、販売・マーケティング戦略を徹底し、品質に見合った販路とブランド化の確立を図ることにより経済的な還元を得ます。また、新たに創出するバイオマス発電等による熱供給を施設園芸に活用するなど、循環型農業のさらなる展開を目指します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・循環資源[24]による土づくりから得られる無農薬・低農薬の農畜産物の生産拡大と効果的なＰＲ戦略の推進	◎		●
・自給エネルギーからの熱供給を活用した施設園芸やハウス栽培などの取組の推進・通年雇用の場の確保	◎	●	◎
・観光施設やレストラン、学校給食等への地元食材の使用促進	●	◎	◎

■取組のイメージ（事例）～資源を活かしたエコ農業への取組～

平成 24 年度、全国初となる木材パウダーを燃料とした農業用ボイラーの導入を行った。ハウス栽培は室内の細かな温度調整を行う必要があり、木質パウダーを利用したボイラーは燃焼制御が優れているため最適であると言われている。（和歌山県日高川町）

津別小学校の食育への取組

24 有価・無価という違いを超えて廃棄物等を一体的にとらえ、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念である。

施策２-４　地場産材の活用促進と木材加工産業の付加価値創造

地域の暮らしに地場産材を積極的に取り入れるとともに、木材加工産業を育成し、木材を出荷するだけでなく、デザイン性の高い木工製品の開発、都市部と連携した地域外への販路の確保に努めます。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・公共施設や住宅の新築・改築の際の地場産材の利用促進	◎	●	◎
・日常使いができる小物から家具まで、地場産材を活用した木工製品の開発、販売		◎	●
・木工体験・ワークショップの開催などを通して森や木とふれあい、地場産材の価値を体感してもらうさまざまな機会の創出	●	◎	●

■取組のイメージ（事例）～都市部の企業と連携した木工製品の開発・販売～

森林面積が総面積の 95%を占め、人口 1500 人の西粟倉村では、木材を製造販売する「西粟倉・森の学校」を設立。村内では森の学校が製造する木材の納入先となる家具会社などの起業が相次ぎ、毎年 10 人ペースでＩ・Ｕターンが増加、移住につながっている。さらに、都市部の事務用品販売の大手企業と提携し、オフィス家具の新ブランドを立ち上げ、販路の確保、全国展開を図っている。（岡山県西粟倉村）

さんさん館の木工製品・山上木工の木工製品

施策２-５　地域における環境配慮型産業の育成

環境保全の取組が、地域の暮らしに定着するとともに、産業・地域経済の活性化につながることが重要である。環境に配慮した商品やサービスを創出する事業を支援し、地域における既存企業はもとより、若者や女性など地域内外の元気な人材による新規のスモールビジネス[25]の起業化を促進します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・地域の再生エネルギーを活用した農畜産物の生産や省エネなど環境配慮型商品の開発、起業化を行う事業者への支援		◎	●
・地域のリサイクル活動や省資源化を担う事業化の推進（環境をキーワードにしたスモールビジネスの起業化による雇用創出）	◎	◎	●

さんさん館雑貨市

（３）基本目標３：自然環境と調和した暮らしとまちづくり

施策３-１　環境と人にやさしい生活環境整備の推進

地場産材や地域で創出したエネルギーを積極的に利用するとともに、環境重視の住環境整備を推進します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・木質燃料を中心とした冬場の暖房施設や融雪などへの熱利用	●	◎	◎
・ユニバーサルデザイン[26]に配慮した歩行空間や施設整備の推進			◎
・高気密、高断熱技術や熱供給施設を導入したエコ住宅の建設の推進	●	◎	●

[25] これまでの大企業・中堅企業・中小（零細）企業といった規模分類だけでは優劣判定ができなくなったのに対応して、優良中小、ベンチャーを合わせた呼称

[26] 障害の有無に関わらず、全ての人にとって使いやすいように意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

施策３-２　安心して暮らせるコミュニティ空間の創造

買い物難民、通院・幼児送迎等のための公共交通システムの確立を推進することや、冬季も安全な歩行空間の確保、災害時等にも住民同士が助け合えるコミュニティ空間の創造を進めます。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・デマンド交通[27]の実現など交通弱者の移動手段の確保		●	◎
・ノーマイカーデーや自転車利用の推奨による低炭素なまちづくりに向けた環境活動の展開	◎	◎	◎
・災害時においても機能する地域の熱電源システムの整備		●	◎
・空き店舗の活用等によるふれあい・交流の場（サロン等）を創造し、人とのつながりを強めることによって環境保全への住民参加や災害対応に強いコミュニティづくり	◎	●	●
・冬季道路の危険個所の抽出・除雪による安全性の確保	●		◎

津別町で実施しているふれあいサロンの様子

スクールバス

[27] 予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、地域内の行きたいところまで運んでくれるサービスのこと。

施策３-３　環境を重視した町並みや田園景観の保全と整備

環境配慮型のライフスタイルを反映し、町並みや田園景観を美しく保つことによって、地域で暮らす人はもとより、地域外からの来訪者・滞在者にとっても魅力あるまちづくりを展開します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・公共施設や町並みゾーンの建て替え・整備時に合わせた看板や建物のデザイン統一		●	◎
・沿道や住宅ゾーンにおける花壇やみどりの整備	◎		●
・条例化による空き家・廃屋の適正管理			◎
・津別らしい優れた景観の保全・形成とともに、それらを結ぶサイクリングやドライブルートの設定による積極的なＰＲ	●	◎	●

施策３-４　住民の環境意識の啓発と取組効果の見える化

地域住民が日頃の生活において環境を意識した取組を継続的に実践していくことや、事業者が長期的視野をもって環境配慮型の事業展開を行えるよう、取組効果を公表・フィードバックできる仕組みについて検討します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・環境家計簿[28]や環境活動への参加によるエコ・アクション・ポイント制度[29]の検討	◎	●	●
・事業所や環境活動団体における環境効果を記録・公表できる評価システムの設定や、それに基づく表彰活動の実施		◎	◎
・住民参加により環境に関して意識・行動・まちを変える「行動プラン」の作成や「環境デー」イベントの展開	◎	●	●

[28] エネルギー消費を CO_2 の重さに換算して計算し、通常の日常生活で、どの程度の負荷を地球環境に与えているのかを計るもの。

[29] 環境配慮型商品の購入や環境配慮型サービスの利用といったエコアクションを行うとポイントがもらえ、様々な商品等に交換できる制度。

（4）基本目標４：環境教育の推進と参加型の環境活動の仕組みづくり

施策４-１　環境と共生する町の魅力を伝え、地域活動を牽引する人材の育成

津別の自然や産業、環境に係る取組を伝えていくため、さまざまな得意分野をもった人材の活用・育成を推進します。また、地域のボランティア活動やＮＰＯなど環境活動を担う団体等の支援を行うとともに、そうした中から地域づくりを牽引するリーダーを育成し、地域の取組の発展を進めます。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・森林セラピーガイドの活躍の場づくり（森林セラピー、エコツーリズム[30]等の体験プログラムの企画提案、研修への積極参加等）	◎	●	●
・農業や林業、木工、食育[31]などさまざまな分野で活動する知恵や技術をもった人材の交流、協働による地域イベントの実施	◎		●

施策４-２　自然や産業を総合的に取り入れた環境教育プログラムの開発

豊かな自然環境とともに、畑作・酪農、林業・林産業などの基幹産業、地域循環型のエネルギーシステムの創造などを総合的に学び体験することによって、「環境のまち・つべつ」を実感できるプログラムづくりを推進します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・自然と産業、環境へのさまざまな取組（エネルギー活用、リサイクル等）を総合的に取り入れた体験プログラムの企画	●	●	◎
・地域の行事や各種イベントにおける環境教育プログラムの積極的な展開	◎	◎	●
・地域外の交流者・滞在者や旅行会社等の多様な視点からのプログラムの検証（参加したいと思える商品開発）		◎	

30 自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

31 様々な経験を通じて「食」に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

施策4-3　ライフステージに応じて環境について学び体験する場・機会の創出

地域の環境特性や素晴らしさについて、小さい頃から体感し、学びとれるような学習機会を設けるとともに、子どもだけでなく、子育て世代や働きざかりの年代、高齢者等がそれぞれのライフステージに応じた生涯学習として環境を学べる場・機会を創出します。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・学校における総合学習や「アソビバ！つべつ」などですでに実施されているような環境学習・体験の場の拡大	◎	◎	◎
・総合型スポーツクラブや廃校跡地等と連携した新たな住民向け環境教育活動の場の創出	●	●	◎
・大人やファミリー向けの環境教育プログラムの企画・展開	●	●	◎

施策４-４　地域内外への環境活動の情報発信

町内における優れた環境や取組について、地域の住民が気付き、身近に感じられるとともに、地域外からの来訪者・滞在者に対しても適切に伝えられるよう、効果的な情報発信に努めます。

取組の例	取組主体		
	町民	事業者	行政
・自然景観と調和する案内サイン・看板の設置			◎
・ＨＰ、SNS（フェイスブック、twitter 等）[32]など効果的な情報媒体の活用	●	◎	●
・住民や学校・生徒が選ぶ津別ならではの自然リストやシンボル景観、環境活動等の選定と地域内外に向けた情報発信	◎		●

■取組のイメージ（事例）～眺望景観を楽しむサイン～

現地を訪れ、まちの魅力を感じてもらうため、ビューポイント「神戸らしい眺望景観 50 選.10 選」を選定している。広く情報を発信し、実際にビューポイントに訪れ、楽しんでもらえるビューポイントサインの設置に取り組んでいる。

サインのデザインは、「ファッション都市・神戸」を連想させる「針」をかたどり、針の穴から新たな風景の発見やサイン自身が見る人へまちの歴史とのつながりの発見を促すデザインとなっている。（兵庫県神戸市）

出典　神戸市ホームページ
http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/urban/scene/keikan_competition.html

■取組のイメージ（事例）～地域資源の循環の情報発信～

市と観光連盟が連携し、バイオマス事業や関連施設の視察者への対応を行い、また、地域のバイオマスへの取組を情報発信する戦略として、平成 18 年 12 月から、観光地と木質バイオマス施設を一体とした国内初のツアー「バイオマスツアー真庭」を開始している。

全国から年間約 2,000 人以上の参加者があり、最近では、海外からの参加者も増えている。平成 24 年 10 月には、ツアー利用者が延べ 10,000 人を達成し、地域の観光への貢献は大きい。（岡山県真庭市）

出典　真庭市ホームページ
http://www.biomass-tour-maniwa.jp/concept/

[32] 社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

第５章
計画の推進・進行管理

１ 計画の推進
（１）（仮称）「津別町環境基本計画推進委員会」の設置
（２）庁内推進体制
２ 計画の進行管理
（１）進行管理のための指標
（２）計画の進捗管理

第５章　計画の推進・進行管理

環境基本計画の実効性を確保し、着実な推進を図るため、本計画を定期的に点検・評価し、適切な見直しを行います。

１ 計画の推進

（１）（仮称）「津別町環境基本計画推進委員会」の設置

環境基本計画を推進し、併せて津別町の環境政策に必要な事項を調査及び検討するため、（仮称）「津別町環境基本計画推進委員会」を設置します。

委員会は、次の事項について意見・提言を行うものとします。

①環境基本計画の進行管理に関すること
②環境基本計画その他の環境政策の策定及び実施のために必要な事項に関すること
③地球温暖化対策に係る施策の進行管理に関すること

委員は、一般住民、学識経験者、関係機関・団体、事業者の代表者、環境基本計画等に関連する庁内部局等で構成することとします。

図表１３　計画推進体制

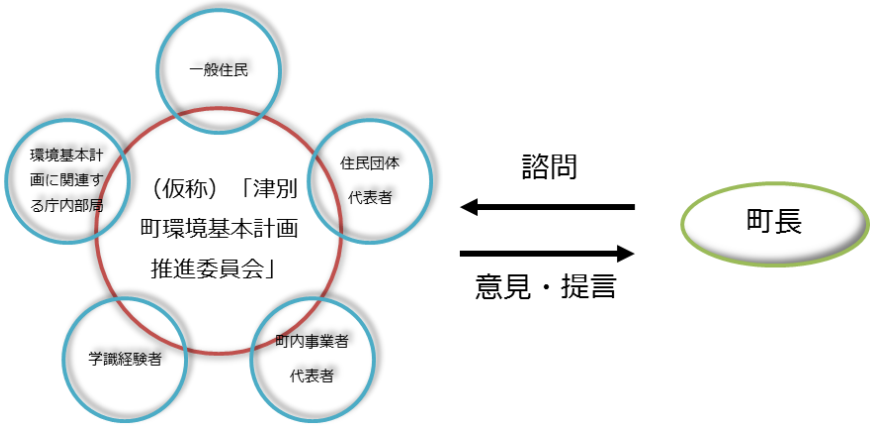

（２）庁内推進体制

津別町が着実に本計画を推進していくため、（仮称）「津別町環境基本計画推進会議」を設置し、町全体として本計画推進に取り組むものとします。

２ 計画の進行管理

（１）進行管理のための指標

環境基本計画の指標及びその成果に期待されることは、①環境基本計画の進展状況の評価に活用できる、②各主体や地域に活力を与え、自発的取組を促すメッセージを送る、ことです。

したがって、町民、事業者、行政の各主体が成果を実感として伴い易く、結果的に自発的取組を促すことにつながる指標が望まれます。

また、環境基本計画には、より大きな方向性を示す指標を設定することが望ましいとの考えに基づき、本計画において指標の数は、できるだけ総合性・代表性の高いものを比較的少数に絞り込み設定することとします。

図表１４　指標の設定と評価方法（例）

基本目標	指標（評価の視点）	評価方法
基本目標１ 地域再生可能エネルギーの導入・利活用	●木質バイオマス資源の活用	・公共施設への活用件数
	●再生可能エネルギー等の導入	・町内施設、事業所、一般住宅での導入件数
基本目標２ 持続可能な循環型・低炭素社会の構築	●水質の維持・管理	・定期的な水質測定の実施 ・測定値を広報誌または町ホームページ等で公表
	●ごみの分別、減量化の推進	・町民と行政との協働でごみの分別状況を把握 ・１日１人当たりの排出量
基本目標３ 自然環境と調和した暮らしとまちづくり	●町並み、景観	・住民満足度 ・観光者等来訪者の満足度
	●地域資源を活かした地域活性化	・空き家、空き地の再活用件数
	●環境基本計画の周知	・委員会の設置、定期的な委員会の実施 ・計画の評価の公表、セミナー開催
基本目標４ 環境教育の推進と参加型の環境活動の仕組みづくり	●グリーン・ツーリズム、エコツーリズムの展開	・企画の実施数及び参加者数
	●体験学習プログラムの充実	・開催回数、参加人数
	●人材の育成	・森林セラピスト活動人数、NPO、住民活動団体数

（２）計画の進捗管理

計画に基づく各種施策の進捗管理は、「PDCA サイクル」の手続に沿って実施します。

PDCA サイクルとは、「Plan（計画）」「Do（実施）」「Check（点検・評価）」「Action（見直し）」のことで、この４段階を P→D→C→A の順で繰り返し、業務の継続的な改善を図っていきます。

図表１５　進捗管理の流れ

（３）評価結果の公表

計画の進捗状況の点検・評価結果について、ホームページや広報誌等で公表し、併せて、町内で実施している各種調査等を活用して、環境施策に対する評価や意見を収集します。

■資料編

資料－１　計画の策定経過

資料－２　町民からの意見（パブリックコメント）の概要

資料－３　用語解説一覧

資料－４　事業所アンケート調査結果

資料－１　計画の策定までの流れ

（１）計画策定の経過

会議名	開催日時・場所	内容
平成２４年度 津別町環境基本計画等 策定委員会 （第１回）	●日時 平成２４年9月２０日（木） １９時～ ●場所 林業研修会館　集会室	・委員委託及び委員長選出 ・今後のスケジュール等
第１回 津別町環境基本計画 ワークショップ	●日時 平成２４年１１月7日（水） １８時３０分～２０時 ●場所 林業研修会館　集会室	・現状基礎資料、他地域の取組事例の紹介 ・津別町の環境について、様々な視点で捉え、意見交換を実施
第2回 津別町環境基本計画 ワークショップ	●日時 平成２４年１２月２０日（木） １８時３０分～２０時 ●場所 林業研修会館　集会室	・事務局作成の環境像をもとに、方向性や施策の柱について、意見交換を実施
第3回 津別町環境基本計画 ワークショップ	●日時 平成２５年2月２６日（火） １８時～２０時 ●場所 林業研修会館　集会室 ●講師 高橋　祐二　氏 （下川町森林総合産業推進課） 照井　秀一　氏 （丸玉産業株式会社）	・「津別町環境基本計画」の基本目標・方向性を再確認 ・基本施策の展開につなげるためのアイデアや課題等について意見交換を実施 ・「丸玉産業の取組」と「下川町の取組紹介」について講師を招き、ミニ勉強会の開催

会議名	開催日時・場所	内容
平成２５年度 津別町環境基本計画等 策定委員会 （第１回）	●日時 平成２５年5月１６日（木） １８時３０分～２０時 ●場所 林業研修会館　集会室	・平成２４年度の総括を行い、計画策定へ向けた意見交換を実施。 ・平成２５年度のスケジュールの確認
環境基本計画策定のためのワークショップ （意見交換会）	●日時 平成２５年6月２０日（木） １９時～２０時３０分 ●場所 津別町多目的活動センター 「さんさん館」 ●講師 丸山　博子　氏 （丸山環境教育事務所）	・計画策定の上での重要事項「見える化」の説明 ・事務局作成の環境像、環境施策について一般町民との意見交換
平成２５年度 津別町環境基本計画等 策定委員会 （第２回）	●日時 平成２５年8月２２日（木） １８時３０分～２０時 ●場所 津別町多目的活動センター 「さんさん館」	・意見交換会の開催報告 ・本年度第１回策定委員会での意見交換を受け、計画素案の修正報告 ・今年度のスケジュール確認
平成２５年度 津別町環境基本計画等 策定委員会 （第３回）	●日時 平成２５年１１月１４日（木） １８時３０分～２０時 ●場所 林業研修会館　研修室	・本年度第２回策定委員会での意見交換を受け、計画素案の修正報告
平成２５年度 津別町環境基本計画等 策定委員会 （第４回）	●日時 平成２６年２月２７日（木） １８時３０分～２０時 ●場所 林業研修会館　研修室	・パブリックコメントの意見内容と回答を策定委員へ報告 ・計画策定までのスケジュール確認、将来環境像（イラスト）の町民へ向けた公表の検討

◆津別町環境基本計画等策定委員会における計画策定までの手順

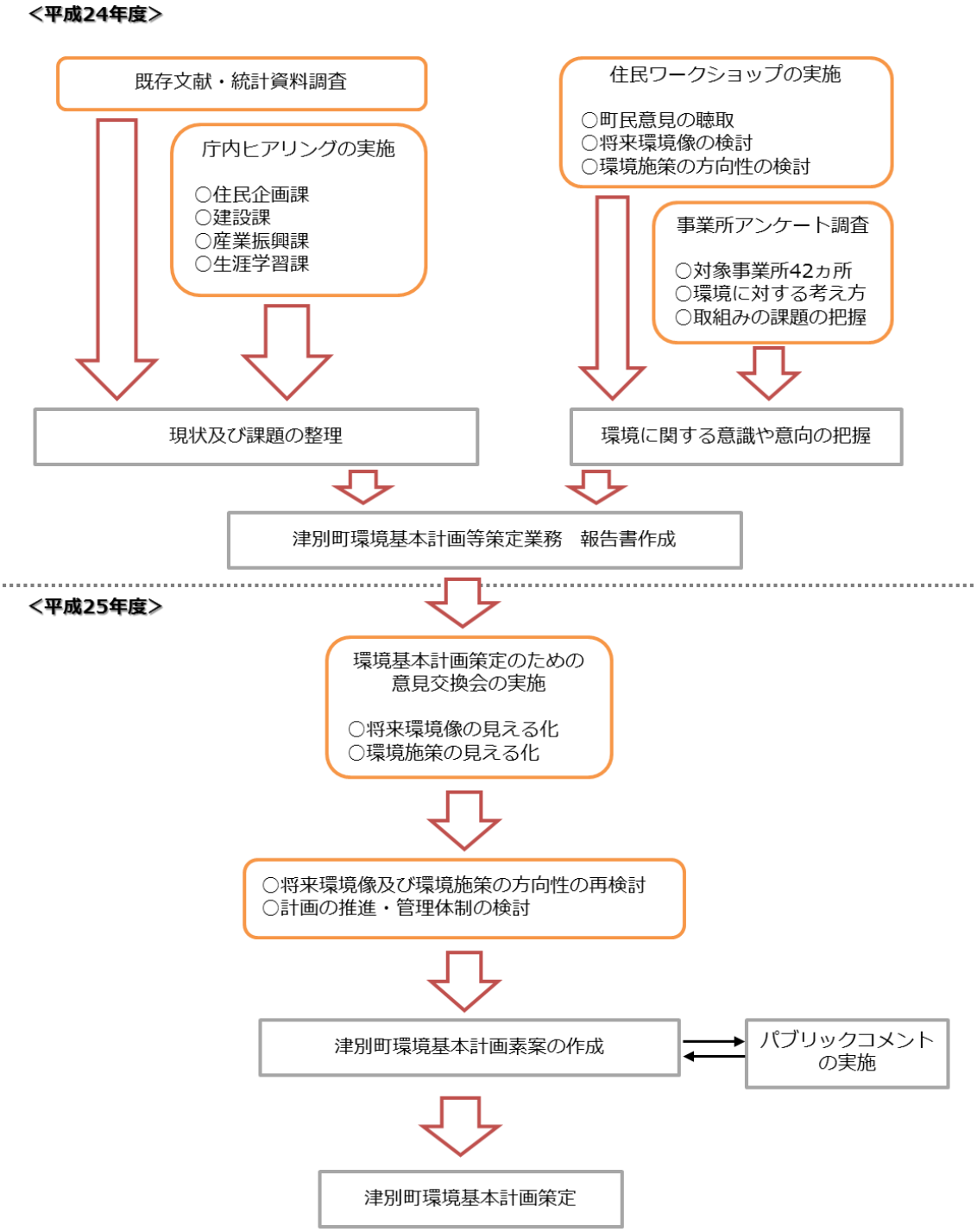

（2）計画策定の体制

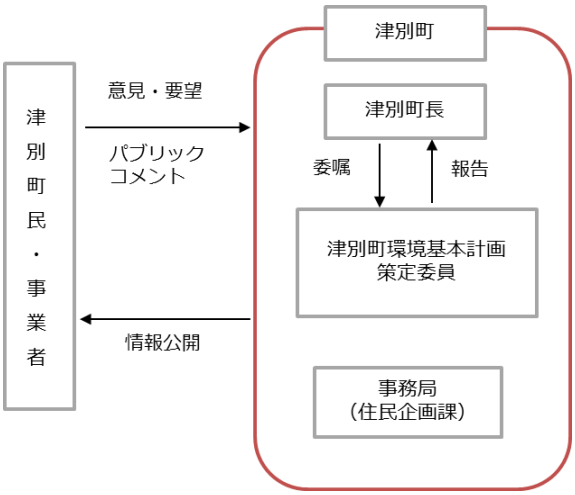

委員名簿

委員氏名	推薦団体等
◎ 荒　川　博　明	津別町自治会連合会
上　野　真　司	NPO 森のこだま
岡　本　幸　年	網走川流域農業・漁業連携推進協議会
鍛　治　博　光	一般公募
後　藤　あけみ	津別町農協女性部
佐　藤　久　哉	津別町花のまち推進協議会
篠　原　眞稚子	津別町環境衛生推進協議会
竹　原　宏太郎	津別町農協青年部
照　井　秀　一	丸玉産業株式会社
蓮　井　和　一	津別町建設業協会
原　田　英　機	NPO つべつ自然の会
樋　実紀雄	津別町子ども会育成連絡協議会
山　口　英　世	津別町立小中学校校長会
山　田　耕　司	津別地区林業協同組合
山　田　幸　子	つべつ護美の会
渡　邊　直　樹	津別町商工会

◎印は、委員長

資料－２　町民からの意見（パブリックコメント）の概要

津別町では、「津別町環境基本計画」策定に当たって、「津別町パブリックコメント手続条例」に基づき、下記の日程及び手順で「パブリックコメント（意見公募手続）」※を実施しました。

※　パブリックコメントとは、政策、制度等を決定する際に、政策案や資料を公表し、それに対する町民等の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行い、考え方を公表することを言います。

パブリックコメント実施の流れ

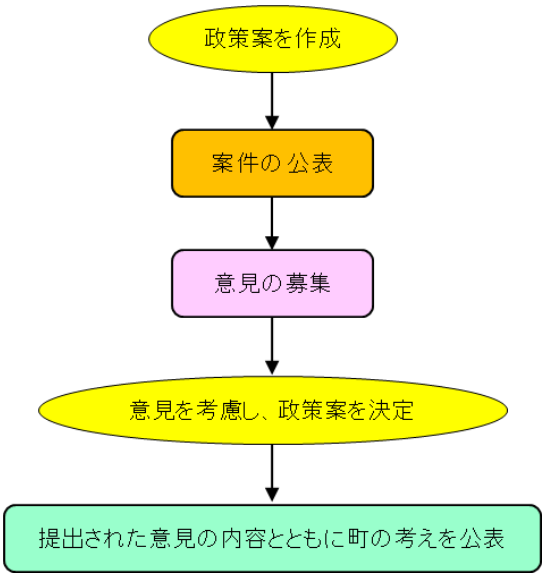

パブリックコメントの実施概要

募集期間	平成 26 年１月６日（月）～平成 26 年２月７日（金）
意見を提出できる者	・町内在住者　・町内勤務者 ・町内に事業所を有する法人、その他の団体
素案を閲覧できる場所	・データ～津別町ホームページ ・印刷物～役場正面玄関ロビー、中央公民館、さんさん館
提出方法	・郵送　・ＦＡＸ　・Ｅメール ・住民企画課又は閲覧場所の職員へ提出

パブリックコメント実施期間中に寄せられた意見は 1 件（4 項目）でした。意見の内容と回答は、以下のとおりです。

パブリックコメントの意見内容と回答

意見	意見内容	回答	計画案 修正有無
1	風力発電の導入を視野に入れるべきではないか。	○津別町の地理的・地形的環境が風力発電の導入の技術的な制約となっており、現時点においては、津別町への導入は難しいと判断しています。今後、技術進歩等により、将来的に検討できる時期が来た段階で、専門家を交えて検討を行っていきます。	なし
2	各種施策について具体的な数値目標を設定するべきではないか。	○「津別町環境基本計画（案）」は、「第５次津別町総合計画」との整合性を取り、「環境」という観点で既存の各種実施計画を体系的に整理した「基本計画」として位置付けています。 ○数値目標については、現行の各種計画の目標を踏襲し、今後、各計画の見直しの時期に本基本計画（案）の理念・将来像・施策体系と整合する数値目標を検討、更新していきます。	なし
3	施策・事業の達成度ではなく、「住民幸福度」を数値化し、評価した方が良いのではないか。	○近年、国内外において幸福度を測定する社会科学的な手法の研究・開発が進んでいます。 ○津別町においても、こうした手法を参考とし、「津別町環境基本計画（案）」に基づく各種の施策や事業の成果について、町民の満足度や幸福度を指標として評価することが望ましいと考えています。	なし
4	その他（本計画と町おこしのアイデアについて）	○「津別町環境基本計画（案）」では、「継承」「発展」「連携」及び「利用」をキーワードとして基本理念を掲げています。 ○本基本計画（案）は、津別町の「おいしい水」「森林セラピー」「エコツーリズム」など環境資源を通じた地域外との交流促進と情報発信、エネルギーの地産地消による高齢者や子どもに優しい福祉ゾーンの整備など、まちづくりとの関連を十分意識したものとなっています。	なし

資料－３　用語解説一覧

あ行	
インセンティブ	やる気を起こすための刺激や動機付け。
エコアクションポイント制度	環境配慮型商品の購入や環境配慮型サービスの利用といったエコアクションを行うとポイントがもらえ、様々な商品等に交換できる制度。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。
エコマーク	「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。
オーガニック野菜	化学合成農薬や化学肥料に頼らず、有機肥料などにより土壌の持つ力を活かして栽培した野菜のこと。
か行	
環境家計簿	エネルギー消費を CO_2 の重さに換算して計算し、通常の日常生活で、どの程度の負荷を地球環境に与えているのかを計るもの。
環境教育	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識等を習得するために行われる教育活動。
環境配慮型	分解が容易である、リサイクルしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。
カーボン・オフセット	自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち削減が困難な量の全部又は一部を、ほかの場所で実現した温室効果ガス排出削減や森林の吸収等をもって埋め合わせる活動。
グリーン・ツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

さ行	
再生可能エネルギー	永続的に利用することができるエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、有限である資源を効率的に利用、再生産を行って持続可能な形で循環させながら利用していく社会の概念。
循環資源	循環型社会基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものを指す。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるといえる。有価・無価という違いを越えて廃棄物等を一体的にとらえ、その発生抑制と循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進するために考案された概念である。
循環型農業	農業に携わる際、用いる肥料や農薬、農具などを循環利用していること。
省エネ（省エネルギー）	社会的・経済的効果をより少ないエネルギーで得られる様にすること。
小水力発電	水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。
省資源化	地球上の資源を保護するため、物資やエネルギーの消費を減らすこと。
食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
森林セラピー	医学的根拠に裏付けされた森林浴効果をいい、森林環境を利用して心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うことを目指すもの。
森林認証制度	独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組。
スモールビジネス	これまでの大企業・中堅企業・中小（零細）企業といった規模分類だけでは優劣判定ができなくなったのに対応して、優良中小、ベンチャーを合わせた呼称。

た行	
堆肥	有機物を微生物によって分解した肥料のこと。
低炭素社会	二酸化炭素の排出が少ない社会。
デマンド交通	予約に合わせて、自宅や外出先まで車が迎えに来てくれて、地域内の行きたいところまで運んでくれるサービス。
は行	
バイオディーゼル	油糧作物（なたね、ひまわり、パーム）や廃食用油といった油脂を原料として製造する軽油代替燃料。化石燃料由来の燃料に比べ、大気中の CO_2 を増加させないカーボンニュートラルの特性を持った燃料。
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建築発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵等による燃料化などのエネルギー利用などもある。
ペレット	おが粉等を小さな円筒状に圧縮形成したもの。
や行	
ユニバーサルデザイン	障害の有無に関わらず、全ての人にとって使いやすいように意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
わ行	
ワークショップ	参加体験型のグループ討議を行うこと。
英数字	
CO2 削減のクレジット化	温室効果ガス排出削減事業者と、資金や技術を提供して国内クレジットを購入する事業者が、共同で温室効果ガス排出削減事業を行うこと。
J-VER 制度	国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量について、環境省が運営するオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会が排出削減・吸収の信頼性を審査し、カーボン・オフセットに用いることのできる市場流通可能なクレジット（J-VER：Japan Verified Emission Reduction）として認証する制度。
SGEC 森林認証	日本独自の森林認証のこと。
SNS	社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。
3R	リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。

資料－４　事業所アンケート調査結果

１．実施期間と回収率

本アンケート調査は、事業内容・事業所規模を考慮した町内の事業者を選定し、実施した。実施期間と回収率については、以下のとおりである。

図表●　実施期間と回収率

実施期間	対象事業所数（配布数）	アンケート回収数	アンケート回収率
平成 24 年 11 月 26 日～平成 24 年 12 月 7 日	42	27	64.3%

２．集計結果

２－１．事業所の概要

（1）業種

「農林漁業」「卸売・小売業」「その他」が 18.5%と最も高く、次いで「製造業」「サービス業」が 14.8%であった。「その他」の内訳は、「教育、学習支援業」が 3.7%、「建設業」が 11.1%である。

図表Ⅰ　業種について

項目	回答数	割合（%）
農林漁業	5	18.5%
製造業	4	14.8%
卸売・小売業	5	18.5%
飲食店、宿泊業	0	0.0%
サービス業	4	14.8%
医療、福祉	2	7.4%
運輸・情報通信業	2	7.4%
金融・保険業	0	0.0%
電気ガス・熱供給水道業	0	0.0%
その他	5	18.5%
教育、学習支援業	1	3.7%
建設業	3	11.1%
無記入	1	3.7%
計	27	100.0%

（2）従業員の数

「10 人未満」が 66.7%と最も高く、次いで「10～29 人」が 22.2%と高い。また、「300 人以上」と回答した事業所はなかった。

図表Ⅱ　従業員の数について

項目	回答数	割合（%）
10 人未満	18	66.7%
10～29 人	6	22.2%
30 人～49 人	1	3.7%
50 人～99 人	1	3.7%
100 人～299 人	1	3.7%
300 人以上	0	0.0%
計	27	100.0%

２－２．事業所の環境に対する取組

（1）事業所における取組状況

「３）ごみの分別排出、減量、資源化の実施」、「４）日頃の節電」、「５）クールビズ・ウォームビズの実践」といった日常的に取り組むことのできる設問には、多くの事業所が「既に実施」「実施を検討」と回答しており、前向きな考え方であることがわかる。

「６）新エネルギーの導入」、「１２）景観に考慮したデザイン整備」、「１４）取り組みの定期的な公表」、「１５）環境教育」といった今後、環境基本計画策定にあたり課題とされる設問に関しては、「実施の予定なし」「わからない」という回答が多かった。

各項目の回答については以下の図表のとおりである。

図表Ⅲ　事業所における取組状況

項目	回答数	割合（%）
既に実施	13	48.1%
実施を検討	3	11.1%
実施の予定なし	4	14.8%
わからない	6	22.2%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

1）．環境に考慮した物品等の購入

項目	回答数	割合（%）
既に実施	7	25.9%
実施を検討	6	22.2%
実施の予定なし	10	37.0%
わからない	3	11.1%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

2）．自動車利用における環境負荷削減

項目	回答数	割合（%）
既に実施	22	81.5%
実施を検討	1	3.7%
実施の予定なし	2	7.4%
わからない	1	3.7%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

3）．ごみの分別排出、減量、資源化の実施

項目	回答数	割合（%）
既に実施	26	96.3%
実施を検討	1	3.7%
実施の予定なし	0	0.0%
わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	27	100.0%

4）．日頃の節電

項目	回答数	割合（%）
既に実施	20	74.1%
実施を検討	2	7.4%
実施の予定なし	3	11.1%
わからない	1	3.7%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

5）．クールビズ・ウォームビズの実践

項目	回答数	割合（%）
既に実施	5	18.5%
実施を検討	2	7.4%
実施の予定なし	18	66.7%
わからない	2	7.4%
無回答	0	0.0%
計	27	100.0%

6）．新エネルギーの導入

項目	回答数	割合（%）
既に実施	4	14.8%
実施を検討	8	29.6%
実施の予定なし	7	25.9%
わからない	7	25.9%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

7）．省エネ型の機械設備の導入推進

項目	回答数	割合（%）
既に実施	9	33.3%
実施を検討	4	14.8%
実施の予定なし	6	22.2%
わからない	7	25.9%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

8）．騒音・振動の抑制

項目	回答数	割合（%）
既に実施	13	48.1%
実施を検討	4	14.8%
実施の予定なし	4	14.8%
わからない	5	18.5%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

9）．有害物質の削減

項目	回答数	割合（%）
既に実施	14	51.9%
実施を検討	5	18.5%
実施の予定なし	2	7.4%
わからない	5	18.5%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

１０）．水質汚濁の防止

項目	回答数	割合（%）
既に実施	5	18.5%
実施を検討	2	7.4%
実施の予定なし	9	33.3%
わからない	10	37.0%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

１１）．環境に考慮した商品、技術開発

項目	回答数	割合（%）
既に実施	5	18.5%
実施を検討	5	18.5%
実施の予定なし	11	40.7%
わからない	5	18.5%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

１２）．景観に考慮したデザイン整備

項目	回答数	割合（%）
既に実施	1	3.7%
実施を検討	1	3.7%
実施の予定なし	18	66.7%
わからない	7	25.9%
無回答	0	0.0%
計	27	100.0%

１３）．壁面、屋上の緑化

項目	回答数	割合（%）
既に実施	0	0.0%
実施を検討	0	0.0%
実施の予定なし	21	77.8%
わからない	6	22.2%
無回答	0	0.0%
計	27	100.0%

１４）．取り組みの定期的な公表

項目	回答数	割合（%）
既に実施	5	18.5%
実施を検討	6	22.2%
実施の予定なし	14	51.9%
わからない	2	7.4%
無回答	0	0.0%
計	27	100.0%

１５）．環境教育

項目	回答数	割合（%）
既に実施	7	25.9%
実施を検討	3	11.1%
実施の予定なし	9	33.3%
わからない	5	18.5%
無回答	3	11.1%
計	27	100.0%

１６）．環境活動への参加、資金・場所の提供

項目	回答数	割合（%）
既に実施	6	22.2%
実施を検討	5	18.5%
実施の予定なし	8	29.6%
わからない	7	25.9%
無回答	1	3.7%
計	27	100.0%

１７）．ボランティア活動

項目	回答数	割合（%）
既に実施	1	3.7%
実施を検討	0	0.0%
実施の予定なし	1	3.7%
わからない	2	7.4%
無回答	23	85.2%
計	27	100.0%

１８）．その他

1）．環境に考慮した物品の購入	「既に実施」が 48.1%と最も高く、次いで「わからない」が 22.2%であった。
2）．自動車利用における環境負荷削減	「実施の予定なし」が 37.0%と最も高く、次いで「既に実施」が 25.9%であった。
3）．ごみの分別排出、減量、資源化の実施	「既に実施」が 81.5%と最も高く、次いで「実施の予定なし」が 7.4%であった。
4）．日頃の節電	「既に実施」が 96.3%と最も高く、次いで「実施を検討」が 3.7%であった。
5）．クールビズ・ウォームビズの実践	「既に実施」が 74.1%と最も高く、次いで「実施の予定なし」が 11.1%であった。
6）．新エネルギーの導入	「実施の予定なし」が 66.7%と最も高く、次いで「既に実施」が 18.5%であった。
7）．省エネ型の機械設備の導入推進	「実施を検討」が 29.6%と最も高く、次いで「実施の予定なし」「わからない」が 25.9%であった。
8）．騒音・振動の抑制	「既に実施」が 33.3%と最も高く、次いで「わからない」が 25.9%であった。
9）．有害物質の削減	「既に実施」が 48.1%と最も高く、次いで「わからない」が 18.5%であった。
10）．水質汚濁の防止	「既に実施」が 51.9%と最も高く、次いで「実施を検討」「わからない」が 18.5%であった。
11）．環境に考慮した商品、技術開発	「わからない」が 37.0%と最も高く、次いで「実施の予定なし」が 33.3%であった。
12）．景観に考慮したデザイン整備	「実施の予定なし」が 40.7%と最も高く、次いで「既に実施」「実施を検討」「わからない」が 18.5%であった。
13）．壁面、屋上の緑化	「実施の予定なし」が 66.7%と最も高く、次いで「わからない」が 25.9%であった。
14）．取り組みの定期的な公表	「実施の予定なし」が 77.8%と最も高く、次いで「わからない」が 22.2%であった。
15）．環境教育	「実施の予定なし」が 51.9%と最も高く、次いで「実施を検討」が 22.2%、「既に実施」が 18.5%であった。
16）．環境活動への参加、資金・場所の提供	「実施の予定なし」が 33.3%と最も高く、次いで「既に実施」が 25.9%であった。
17）．ボランティア活動	「実施の予定なし」が 29.6%と最も高く、次いで「わからない」が 25.9%であった。

（2）環境保全に取り組む理由、取り組もうとする理由

「社会的責任」と回答した事業所が 70.4%と最も高く、次いで「規制の遵守」が 37.0%、「コスト削減」が 25.9%であった。その他の内容として、「農業者であるため、環境保全はあたりまえであると思う」「津別町にとって必要と考えるから」という意見があった。

図表Ⅳ　環境保全に取り組む理由と取り組もうとする理由【複数回答】（N=27）

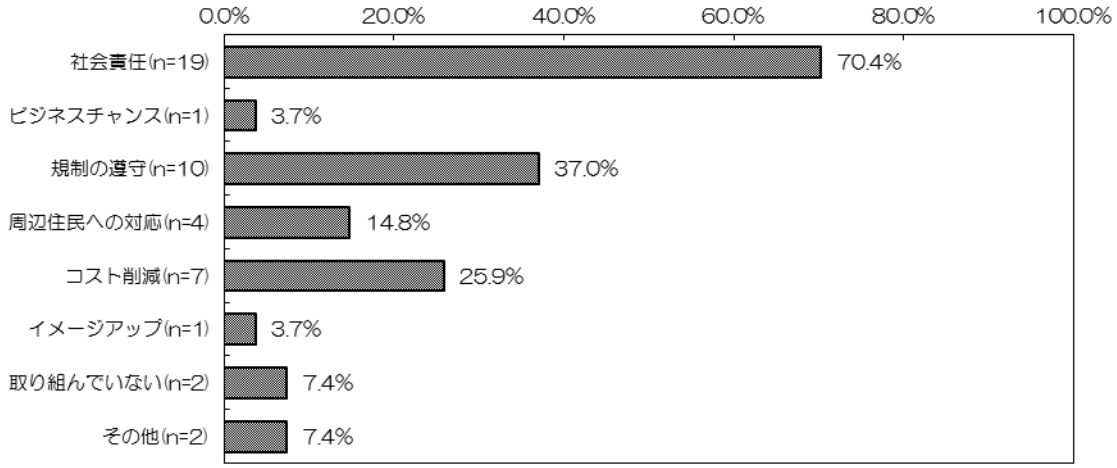

（3）環境保全に取り組んでいない理由

前問の回答に「環境保全に取り組んでいない」と回答した事業所は 2 件であった。回答内容は、以下の図表のとおりである。

図表Ⅴ　環境保全に取り組んでいない理由

業種	従業員数	回答番号	回答内容
農林漁業	10 人未満	1	事業活動で環境保全に取り組むほどの影響を与えていない
運輸・情報通信業	10 人未満	2	環境問題の重要性はわかるが、経営上今は取り組むことができない

（4）環境保全に取り組む中で、また、今後取り組もうとする中で、問題となるもの

「資金の不足」と回答した事業所が 63.0%と最も高く、次いで「情報やノウハウの不足」が 51.9%、「人材の不足」が 37.0%、「手間がかかり時間がない」が 33.3%であった。

図表Ⅵ　環境保全に取り組む、取り組もうとする中で問題となるもの【複数回答】（N=27）

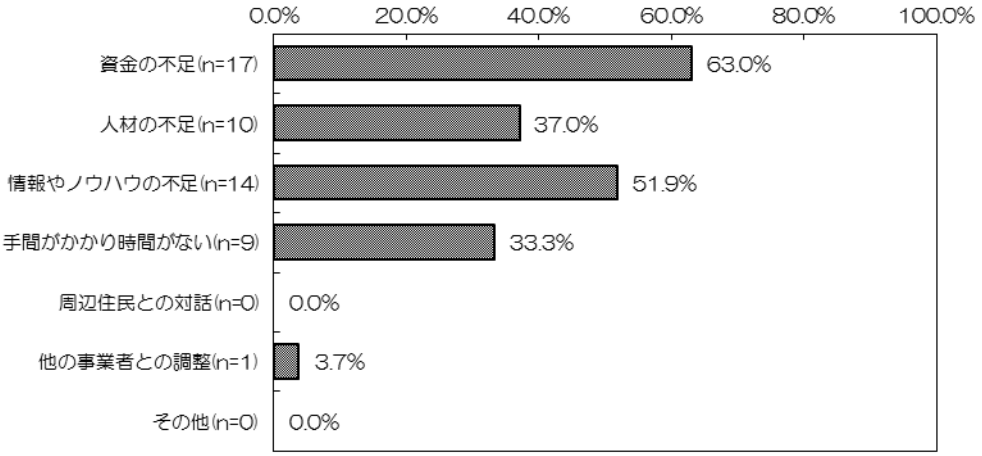

（5）津別町が環境への取組として推進すべきもの

「バイオマス等新エネルギーの活用促進」と回答した事業者が 70.4%と最も高く、次いで「自然環境の保全」が 59.3%、「循環型農業の確立」が 37.0%であった。

図表Ⅶ　津別町が環境への取組として推進すべきもの【複数回答】（N=27）

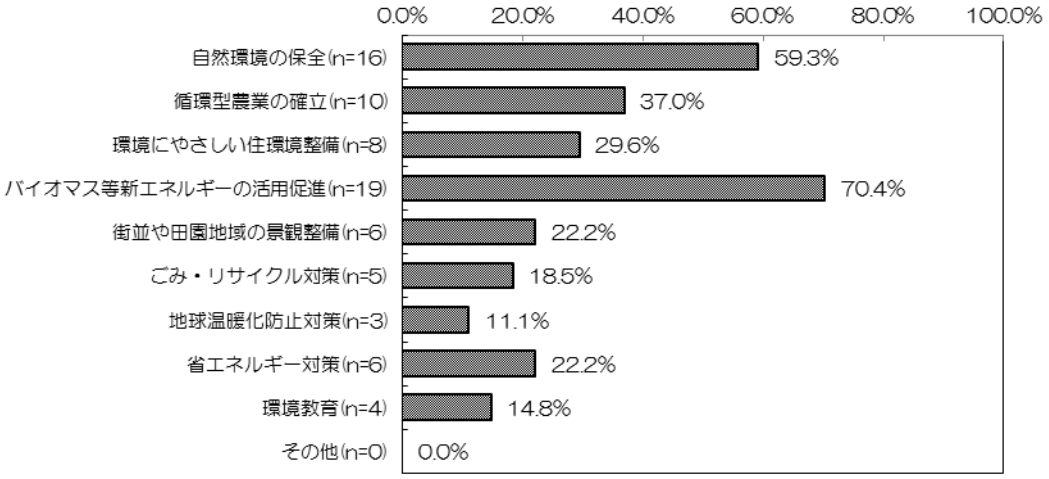

（6）津別町が行っていく環境保全の取組に対し、協力できるもの

「環境に関するイベントに参加」と回答した事業所が 63.0%と最も高く、次いで「環境に関する情報の提供」が 25.9%であった。その他の内容として、「協力する為の人材・資金不足の為、協力できない」、「具体的取組が決まれば出来る範囲で協力する」という意見があった。

図表Ⅷ　津別町が行っていく環境保全の取組に対し、協力できるもの【複数回答】（N=27）

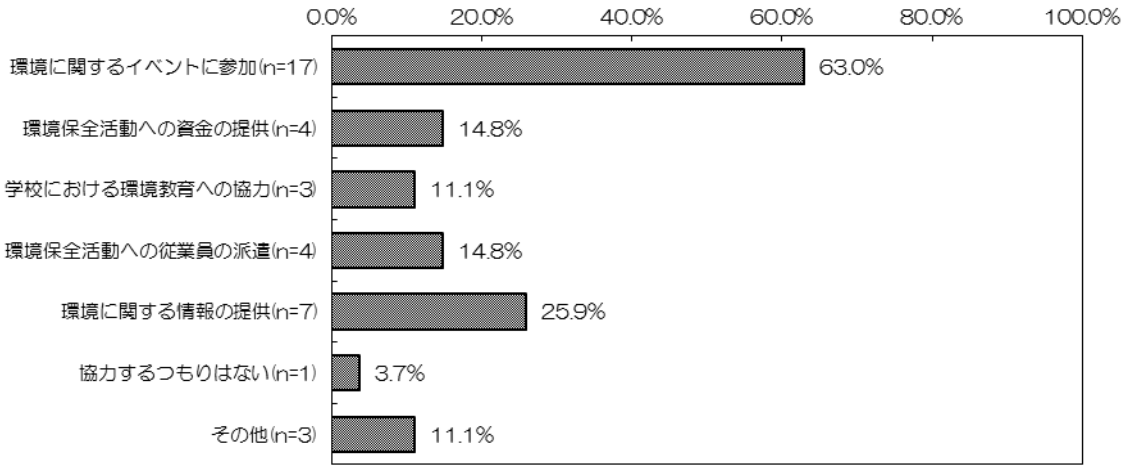

（7）環境に配慮した取組を進めるために、行政に望むこと

「行政や他企業の取組等の情報提供」「環境に配慮した取り組みに対する資金面の援助」と回答した事業所が 44.4%と最も高く、次いで「循環型社会に向けたリサイクルシステムの整備」が 37.0%、「消費者意識の啓発」が 33.3%であった。

図表Ⅸ　環境に配慮した取組を進めるために、行政に望むこと【複数回答】（N=27）

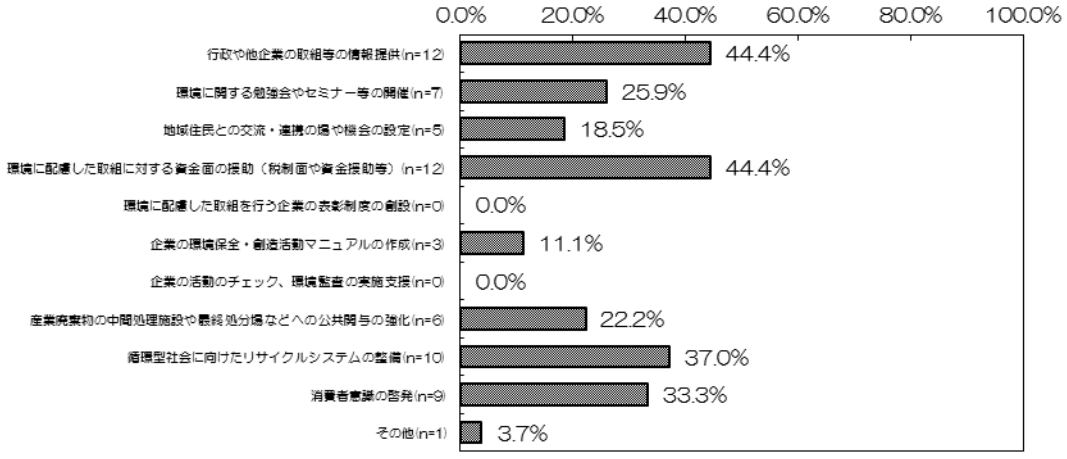

３．自由記入

本アンケート調査には、「環境に対して取り組んでいること」、「全体についてのご意見」を自由記入として設問した。

（１）貴事業所が環境に対して取り組んでいることについて

問４の設問について、記載していただいた回答は以下のとおりである。

図表Ⅹ　問４「環境に対して取り組んでいること」について

業種	従業員数	記載内容
農林漁業	10 人未満	環境ラベルの取得、売電の実施
運輸・情報通信業	10～29 人	土壌蓄熱式輻射床暖房システム、サーマ・スラブ導入し、夜間電力を使用
その他（建設業）	10 人未満	ペレットストーブの促進、LED ランプ・照明器具の促進
その他（無記入）	10 人未満	無駄なゴミを出さないように、努めている
その他（建設業）	10～29 人	木質バイオマス暖房機器及び燃料の販売

（２）全体意見について

本アンケート調査の最終設問に記載していただいた回答は以下のとおりである。

図表Ⅺ　全体意見について

業種	従業員数	記載内容
卸売・小売業	10 人未満	職業柄、食品廃棄物が多量に出る。その廃棄物等を利用し、何か出来ることがないか産官協働での研究を町全体で取り組んでいただきたい。津別町には木材の木屑の再利用、そして野菜屑等、食品残飯等の発電や飼料の再利用と成果を上げているので、環境にやさしい町を目指してほしい。
その他（建設業）	10～29 人	木質バイオマスなどの再生可能な資源を基盤とした循環型社会を本気で考えてほしい。

■事業所アンケート調査票

事業所アンケート調査票

１　貴事業所の概要についておたずねします。

問１．業種を教えてください。

１．農林漁業　　２．製造業　　３．卸売・小売業　　４．飲食店、宿泊業
５．サービス業　　６．医療、福祉　７．運輸・情報通信業　　８．金融・保険業
９．電気ガス・熱供給水道業　　10．その他（　　）

問２．従業員の数（パートやアルバイトを含む）を教えてください。

１．10 人未満　　２．10～29 人　　３．30～49 人
４．50～99 人　　５．100～299 人　　６．300 人以上

２　貴事業所の環境に対する取り組みについておたずねします。

問３．以下の項目のそれぞれについて、貴事業所における取り組み状況であてはまるものを１つ選んで、番号に○をつけてください。

項目	既に実施している	実施を検討している	実施の予定はない	わからない
１）環境にやさしい物品等の購入（グリーン購入）	1	2	3	4
２）エコドライブや低公害車の導入など自動車利用における環境負荷削減	1	2	3	4
３）ごみの分別排出や減量、資源化の積極的な実施	1	2	3	4
４）不要な照明を消すなどの日頃の節電	1	2	3	4
５）冷暖房の適温な温度設定やクールビズ・ウォームビズの実践	1	2	3	4
６）建物や施設での太陽光、バイオマス等の新エネルギーの導入	1	2	3	4
７）省エネルギー型の電化製品や機械設備等の導入推進	1	2	3	4
８）事業活動における騒音・振動の抑制	1	2	3	4
９）事業活動に伴う有害物質の削減	1	2	3	4
10）事業活動に伴う排水等の水質汚濁の防止	1	2	3	4
11）環境にやさしい製品開発や技術開発	1	2	3	4
12）施設等における景観に配慮したデザイン整備	1	2	3	4
13）壁面緑化や屋上緑化	1	2	3	4
14）環境報告書を作成するなど取組の定期的な公表	1	2	3	4
15）社員への環境教育	1	2	3	4
16）地域の環境活動への参加や資金・場所の提供	1	2	3	4
17）環境に関するボランティア活動	1	2	3	4
18）その他 （具体的に：　　）	1	2	3	4

問４．問３の項目以外に貴事業所が環境に対して取り組んでいることがあればご自由にお書きください。

問５．貴事業所が環境保全に取り組む理由、また、今後取り組もうとする理由は何ですか。あてはまるものを２つまで選んで、番号に○をつけてください。
“７．環境保全に取り組んでいない” の場合は、問６にもお答えください。

１．社会的責任として不可欠だから　２．ビジネスチャンスだから
３．規制を守らなければならないから　４．周辺住民への対応のため
５．コストの削減となるから　６．イメージアップのため
７．環境保全に取り組んでいない　⇒問６へ
８．その他（　　）

問６．問５で “７．環境保全に取り組んでいない”と答えた事業所の方におたずねします。環境保全に取り組んでいない理由としてあてはまるものを１つ選んで、番号に○をつけてください。

１．事業活動で環境保全に取り組むほどの影響を与えていない
２．環境問題の重要性はわかるが、経営上、今は取り組むことができない
３．環境問題に関心はなく、今後も環境保全に取り組むつもりはない
４．その他（　　）

問７．貴事業所が環境保全に取り組む中で、また、今後取り組もうとする中で、問題となるものはありますか。あてはまるものを２つまで選んで、番号に○をつけてください。

１．資金の不足　２．人材の不足　３．情報やノウハウの不足
４．手間がかかり時間がない　５．周辺住民との対話　６．他の事業者との調整
７．その他（　　）

問８．津別町が環境への取組として推進すべきものはどのようなことだと考えていますか。あてはまるものを３つまで選んで、番号に○をつけてください。

１．自然環境の保全　２．循環型農業の確立
３．環境にやさしい住環境整備　４．バイオマス等新エネルギーの活用促進
５．街並や田園地域の景観整備　６．ごみ・リサイクル対策
７．地球温暖化防止対策　８．省エネルギー対策
９．環境教育
10．その他（　　）

問９．津別町が行っていく環境保全の取り組みに対し、協力できるものはありますか。
あてはまるものがあれば、２つまで選んで、番号に○をつけてください。

１．環境に関するイベントに参加　　２．環境保全活動への資金の提供
３．学校における環境教育への協力　４．環境保全活動への従業員の派遣
５．環境に関する情報の提供　　６．協力するつもりはない
７．その他（　　）

問 10. 貴事業所では、環境に配慮した取組を進めるために、どのようなことを行政に
のぞまれますか。あてはまるものを３つまで選んで、番号に○をつけてください。

１．行政や他企業の取組等の情報提供
２．環境に関する勉強会やセミナー等の開催
３．地域住民との交流・連携の場や機会の設定
４．環境に配慮した取組に対する資金面の援助（税制面や資金援助等）
５．環境に配慮した取組を行う企業の表彰制度の創設
６．企業の環境保全・創造活動マニュアルの作成
７．企業の活動のチェック、環境監査の実施支援
８．産業廃棄物の中間処理施設や最終処分場などへの公共関与の強化
９．循環型社会に向けたリサイクルシステムの整備
10. 消費者意識の啓発
11. その他（　　）

３　その他、ご意見がございましたらご記入お願いします。

ご協力ありがとうございました。

津別町環境基本計画

編集・発行／津　　別　　町
発　行　日／平成２６年３月
〒092-0292　北海道網走郡津別町字幸町４１番地
電話　0152-76-2151　FAX　0152-76-2976
URL　http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/